

第4期藤井寺市地域福祉計画



令和3年3月



藤井寺市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などの社会環境の変化を背景として、隣近所や地域とのつながりが希薄になってきており、一人暮らしの高齢者や障害者、子育て中の家庭への支援など、様々な福祉課題が出てきております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式や今までにない地域福祉活動のあり方が求められております。そのような社会状況の中で、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応し、高齢者や障害者、子どもを含む誰もが安心して、充実した生活を実感できるような仕組みを作り上げていく必要があります。

本市におきましては、平成18年度に「第1期藤井寺市地域福祉計画」を策定し、5年毎に計画の見直しを行ってまいりました。現行計画である「第3期藤井寺市地域福祉計画」の計画期間が令和2年度末をもって終了となることから、このたび、これまでの取組の課題等を踏まえ、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第4期藤井寺市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、市民・事業者・行政等がともに地域にかかわり、協働・連携した取り組みを進めていくことにより、基本理念である「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」の実現を目指すものです。地域福祉は「地域」が主体であり、計画の推進には、地域の一員である市民の皆様のご参加が不可欠であります。今後も本計画に沿って、藤井寺市で暮らし、活動されている全ての皆様とともに、地域福祉を推進していきたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解と、皆様一人ひとりが、それぞれの立場で、地域づくりへ積極的にご参加いただくことを期待しております。

結びに、第4期藤井寺市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました関係機関、関係団体の方々、そして市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和3年3月

藤井寺市長 岡田 一樹

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉とは.....	2
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画期間.....	7
5. 計画の策定体制	8
第2章 地域福祉を取り巻く藤井寺市の現状	9
1. 統計からみる本市の現状.....	9
2. 第3期計画の取り組みの評価と今後に向けた課題.....	15
第3章 計画の基本理念	21
1. 基本理念.....	21
2. 基本目標.....	21
3. 重点施策.....	22
4. 施策の体系.....	25
第4章 施策の展開	26
1. 基本目標1 福祉への理解を深め、みんなで支え合うまち	26
2. 基本目標2 地域でつながり、身近で相談できるまち	30
3. 基本目標3 安心・安全で、誰もが住みやすいまち.....	34
第5章 計画の推進と進行管理	38
1. 計画の推進体制	38
2. 計画の進行管理.....	39
資料編	40
1. 計画の策定経過	40
2. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会規則.....	41
3. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会委員名簿	42
4. 市民・福祉関係者アンケート調査及び福祉関係団体ヒアリング調査の概要.....	43
5. 用語の説明.....	54

※資料編の「5. 用語の説明」にて説明を行っている用語には、右上に※を付けています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、少子高齢化の急速な進行、高齢者世帯・ひとり暮らし世帯の増加といった世帯構造の変化や、価値観・生活スタイルの多様化など社会環境の変化を背景として、地域住民のつながりの希薄化や地域の経済活動の低迷などが目立つようになってきました。

そうした状況の中で、高齢者の孤立死、生活困窮者^{※1}の増加、子育てと介護を同時に担うダブルケア、ひきこもり、子ども・高齢者への虐待など様々な社会問題が浮き彫りになってきています。さらに、近年、災害が多発しており、災害時において支援を必要とする人への対応も重要な課題となっています。このように地域の抱える福祉課題は様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

このように既存の制度だけでは解決が困難な課題の解決を図るため、国は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、平成30年4月に社会福祉法の一部を改正しました。改正社会福祉法では、今までの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくこととされました。「地域共生社会」の実現のため、自治体においては、①住民相互の支え合いの強化、公的支援と協働^{※2}した地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになりました。

本市では、平成18年3月に「藤井寺市地域福祉計画」、平成23年3月に「第2期藤井寺市地域福祉計画」、平成28年3月に「第3期藤井寺市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という）を策定し、「誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として、地域福祉を推進する様々な取り組みを展開してきました。

このたび、「第3期計画」の計画期間が令和2年度で終了することから、これまでの取り組みや社会状況の変化をふまえ、更なる地域福祉の推進に向けて「第4期藤井寺市地域福祉計画」（以下、「第4期計画」という）を策定します。

¹ 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人。

² 共通の目的を達成するために、まちづくりに関わる多様な主体が、それぞれの特性に応じて持てる力を余すことなく出し合い、力を合わせることを。

2. 地域福祉とは

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会（市域や小学校区など）を基盤にして、行政と地域住民が協力し合い、子ども・高齢者・障害のある人・外国人など、誰もが安心して、充実した生活のできる地域社会と、それを支える福祉サービスを作り上げていこうとする新しい社会福祉の形態です。

地域福祉において、地域住民は福祉の対象（受け手）として位置づけられるだけでなく、福祉の担い手としても期待されます。つまり、地域福祉とは行政と地域住民が協働して作り上げる福祉といえます。

(2) 地域福祉の考え方

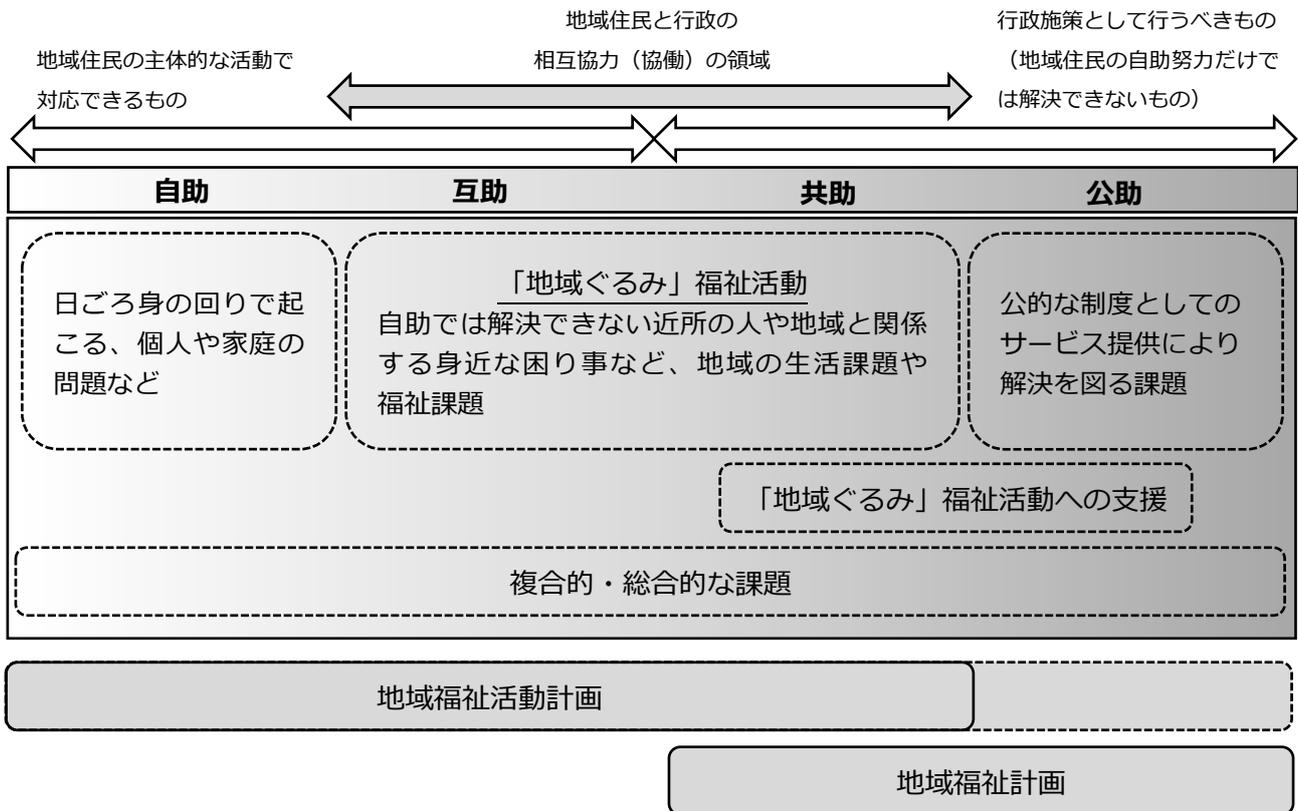
「福祉」というと、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれているものを思い浮かべることが一般的です。これら分野別の福祉は、その対象者ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものです。

しかし、福祉サービスのような支援を必要としているのは特定の人だけではなく、地域に暮らす誰もが、日ごろの生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている時があります。

そのような時、行政が解決すべきものや、地域のちょっとした手助けなどで対応できるものなど様々なものがあります。誰もが地域で安心して暮らしていけるためには、自分自身や家族でできることは「自助」として取り組み、近隣の住民や地域で協力して解決できることは「互助」として取り組む、ボランティアや市民公益活動団体^{※3}などの活動で解決できることは「共助」として取り組む、これら「自助」「互助・共助」と協働して、公的な機関などが「公助」として取り組むという形が基本となります。いわば、公的な福祉サービスと、地域住民相互の助け合い・支え合いの力が補い合い、これらの「自助」「互助・共助」「公助」を組み合わせた、地域における助け合いの仕組みが地域福祉と言えます。

³ 市民が自発的かつ主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のことであり、NPO法人などが含まれます。

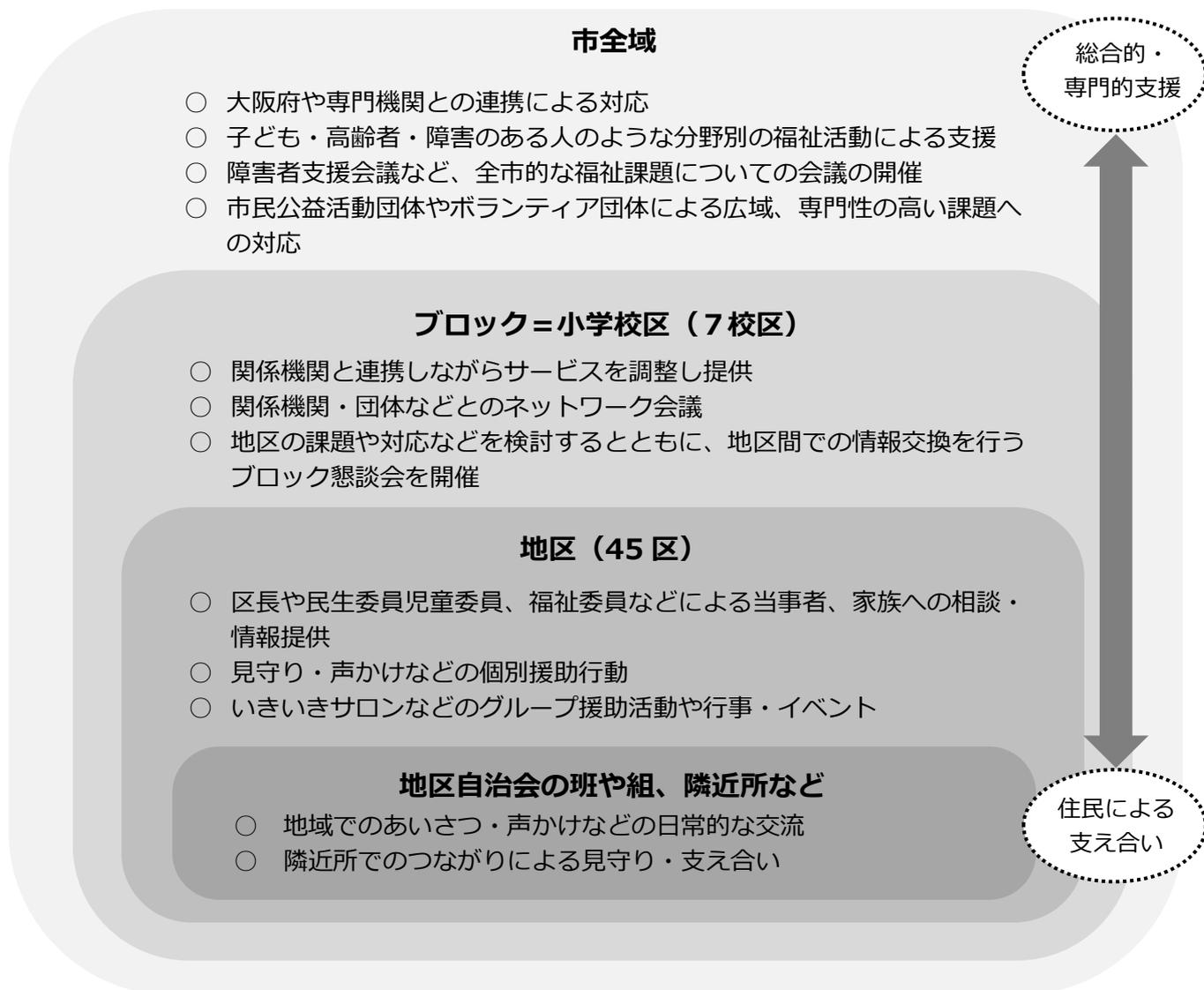
■ 「自助」「互助・共助」「公助」と地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係図



(3) 地域福祉ネットワークの推進

地域福祉の考え方を具体的に実践していくため、福祉課題に応じて、地域住民にとって身近な地区自治会の班や組、隣近所、あるいは地区での地域住民による支え合いから、市全域での総合的・専門的な取り組みなどを下記のような圏域として捉え、地域福祉ネットワークの推進を図ります。

■ 地域福祉を推進するための圏域のイメージ



3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「藤井寺市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「藤井寺市総合計画」を上位計画とする、地域福祉を推進することを目的に策定する計画です。第五次藤井寺市総合計画後期基本計画では、「誰一人取り残さない」を基本理念としたSDGsの考え方を取り入れた持続可能な開発のためのまちづくりを進めています。この考え方を第4期計画でも推進し、主に取り組むSDGsのゴールは、17のゴールのうち、次のとおりとします。

3 すべての人に
健康と福祉を



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

SDGsって・・・？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されています。

日本においても、平成28年5月に「持続可能な開発目標推進本部」が設置され、同年12月に「SDGs実施方針」を定めています。「SDGs実施方針」では、地方自治体に対し、部局横断の推進組織の設置や執行体制の整備、各種計画へのSDGs要素の反映等に取り組むことを奨励しています。第4期計画においても、SDGsの考え方を取り入れ、各施策に取り組みます。

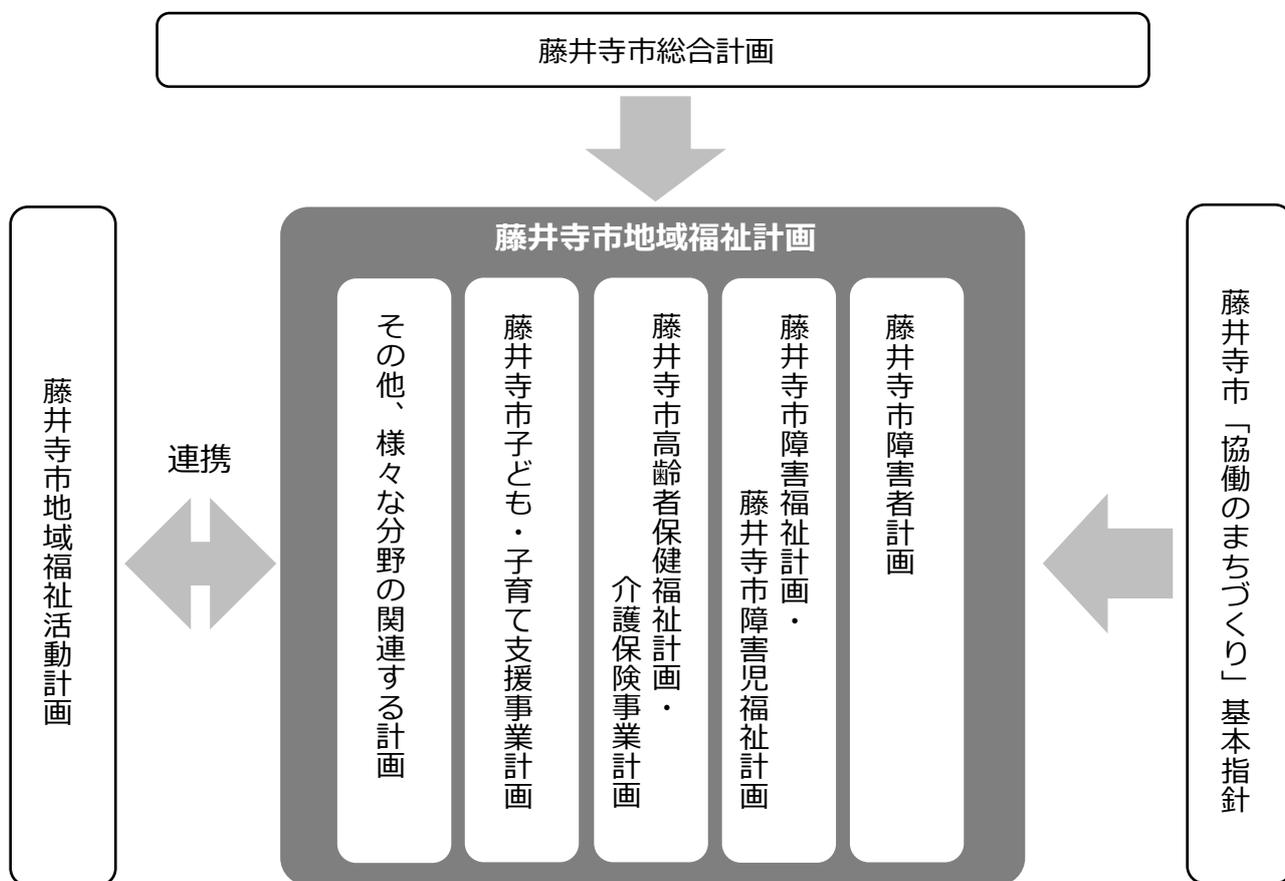


また、平成 29 年の法改正により、地域福祉計画に、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととされ、地域福祉計画は行政における各福祉分野の上位計画として位置づけられました。

なお、第 4 期計画の策定にあたっては、地域福祉の方向性から「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」を踏まえるとともに、福祉の分野別計画である「藤井寺市障害者計画・藤井寺市障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「藤井寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（藤井寺市いきいき長寿プラン）」、「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」などとの整合を図りながら、複合的・総合的な課題も見据え、地域福祉の観点から横断的な施策を推進するために策定します。加えて、本市において再犯の防止等に関する施策を推進するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項にいう地方計画である「藤井寺市再犯防止推進計画」を定めることとし、第 4 期計画に包含するものとします。

あわせて、国の方針や大阪府の「第 4 期大阪府地域福祉支援計画」の考え方などを鑑み、避難行動要支援者対策、及び「生活困窮者自立支援法」に基づき、地域のセーフティネット^{※4}の核となる生活困窮者自立支援策についても盛り込んでいきます。

■各計画との関係図



⁴ 地域における相互の支え合いや住民の自助努力だけでは解決困難な生活課題などに対する行政の支援。

(2) 藤井寺市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

藤井寺市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）では、平成30年3月に「人々の心のつながりと支え合いのある温かなまちづくり」を基本理念として、「第3期地域福祉活動計画」を策定しています。この計画は、市が策定した地域福祉計画と整合を図りながら、地域住民による主体的かつ自発的な地域福祉活動を推進するための指針となる計画です。

また、この計画は、市社協の今後の事業・組織の発展強化の方向性を示したものとなっています。行政が策定する地域福祉計画は、地域福祉を推進するために必要な基盤づくりや仕組みづくりなどの計画ですが、市社協が策定する地域福祉活動計画は、地区において地域住民の参画と協働を具体的に進める活動・行動のための計画であり、両計画間で連携のもと、地域福祉を進めていく必要があります。

4. 計画期間

第4期計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、福祉制度の改正などの大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
藤井寺市総合計画	第五次計画／後期基本計画			次期計画		
藤井寺市地域福祉計画	第4期計画（本計画）					次期計画
地域福祉活動計画（市社協）	第3期計画		次期計画			
藤井寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期計画			次期計画		
藤井寺市障害者計画	計画					
藤井寺市障害福祉計画及び障害児福祉計画	第6期及び第2期計画			次期計画		
藤井寺市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画				次期計画	

5. 計画の策定体制

(1) 藤井寺市地域福祉計画策定委員会の設置

第4期計画に市民・福祉関係者等の意見を反映するため、「藤井寺市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定の進め方・計画内容について検討・協議しました。

(2) 地域福祉に関わる市民アンケート・福祉関係者アンケートの実施

第4期計画の策定にあたり、市民の地域生活における課題や地域福祉に対する意識、福祉関係者の活動状況や課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

調査種	市民アンケート	福祉関係者アンケート
調査対象	藤井寺市在住の 18歳以上の男女	藤井寺市の福祉関係者 (社協職員・区長・民生委員児童委員・福祉委員・ 社協に登録しているボランティア・PTA)
対象者数	2,500人	500人
調査期間	令和2年3月7日～ 令和2年3月20日	令和2年3月7日～ 令和2年3月20日
回収率	41.6% (1,039件)	68.6% (343件)
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収

(3) 福祉関係団体ヒアリング調査（追加アンケート調査）の実施

市内に組織されている福祉関係団体を対象に、福祉関係団体の連携の状況や活動する上での課題等について把握し、計画の基礎資料とするため、郵送によるヒアリング調査を実施し、12団体24名から回答を頂きました。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。

▶実施期間：令和3年1月15日～令和3年2月5日の22日間

▶実施方法：計画素案についてホームページに掲載するとともに、市役所本庁、支所、アイセルシユラホール、藤井寺市立図書館、社会福祉協議会での閲覧により、市民の意見などを募集

第2章 地域福祉を取り巻く藤井寺市の現状

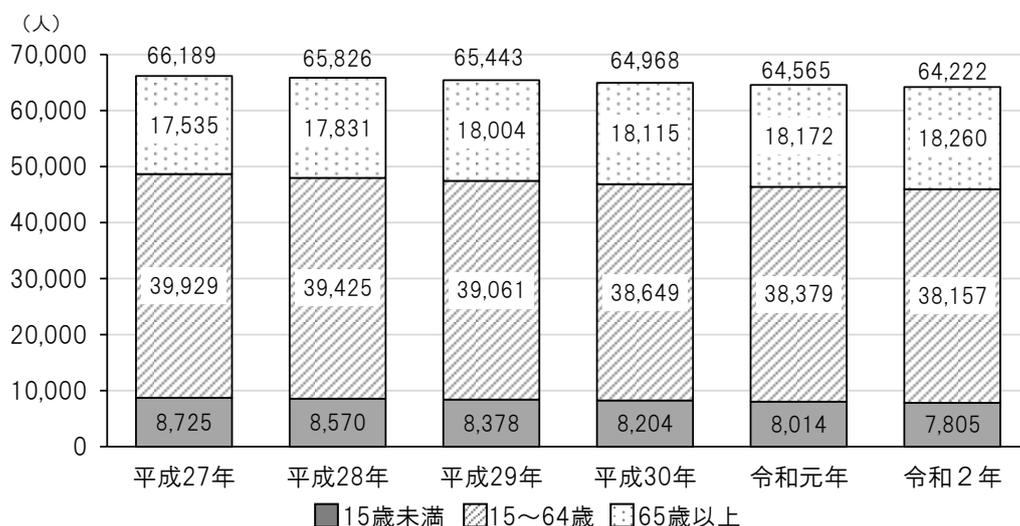
1. 統計からみる本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口については、平成27年より漸減状態にあり、令和2年には64,222人となっています。年齢3区分別人口についてみると、年少人口（15歳未満人口）と生産年齢人口（15～64歳人口）は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上人口）は増加傾向にあり、本市でも高齢化が進んでいると言えます。

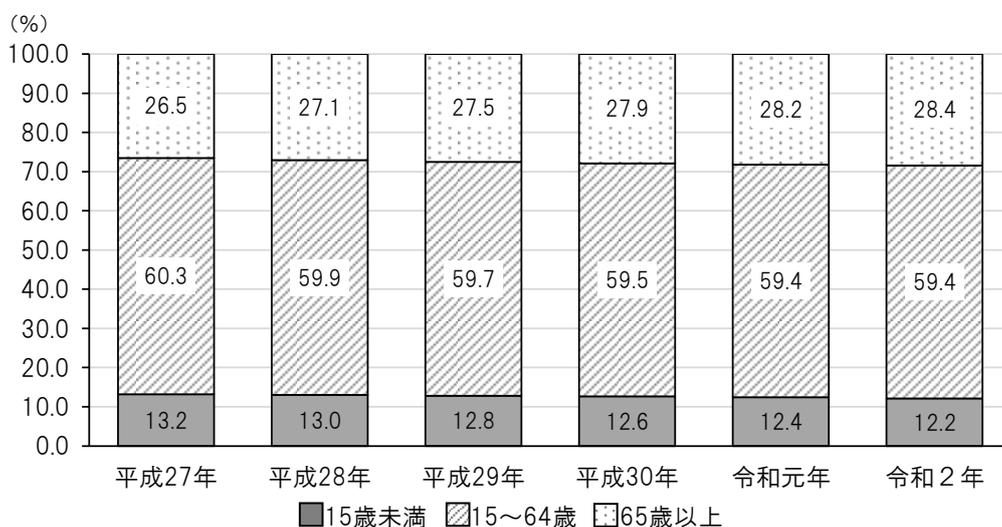
人口割合で見ると、高齢者人口（65歳以上人口）割合が年々増加しており、令和2年には28.4%となっています。

【年齢3区分別の人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

【年齢3区分別の人口割合の推移】

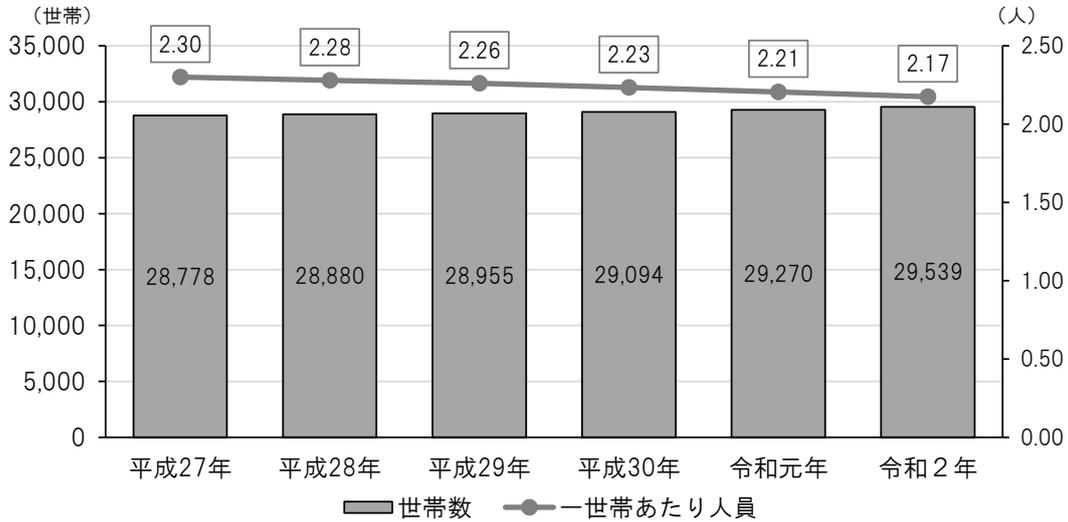


資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

(2) 一般世帯数の推移

一般世帯数（総世帯から施設などに居住する世帯を除いた世帯の数）については増加傾向にあり、令和2年には29,539世帯となっています。世帯数が増加する一方で、人口は減少傾向にあることから、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、本市でも核家族化が進行していると考えられます。

【一般世帯数と一世帯あたり人員の推移】

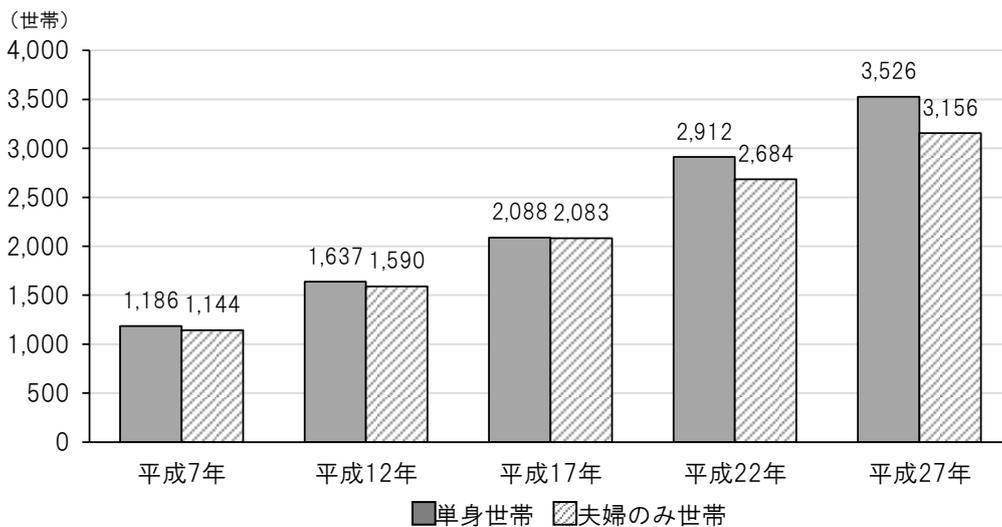


資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

(3) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数については、単身世帯・夫婦のみ世帯ともに増加傾向にあります。平成27年には、単身世帯が3,526世帯と平成7年の2.97倍になり、夫婦のみ世帯は3,156世帯と平成7年の2.76倍となっています。

【高齢者世帯数の推移】

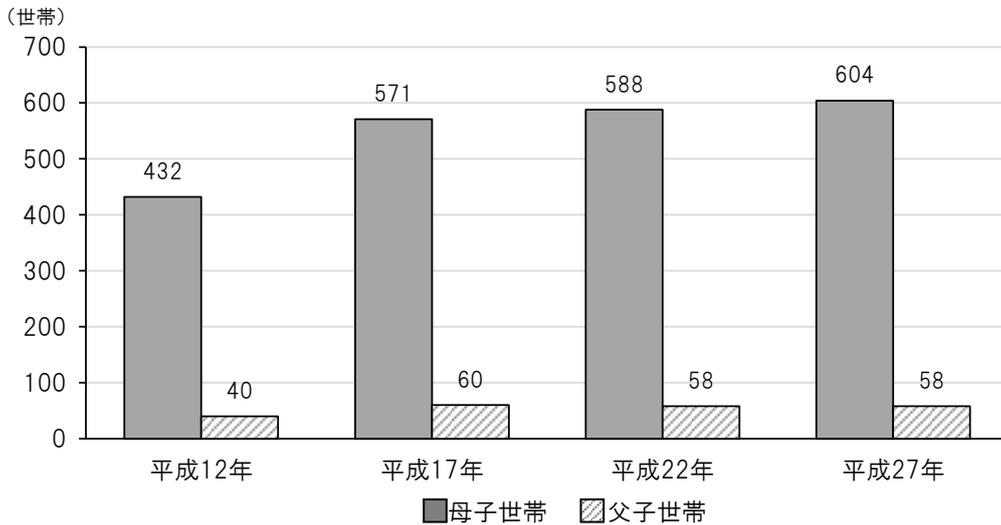


資料：国勢調査（各年10月1日時点）、「夫婦のみ世帯」は夫婦ともに65歳以上の世帯

(4) 母子・父子世帯数の推移

父子世帯については平成 17 年以降 60 世帯前後で推移しています。また、母子世帯についても平成 17 年以降 600 世帯前後で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

【母子・父子世帯数の推移】

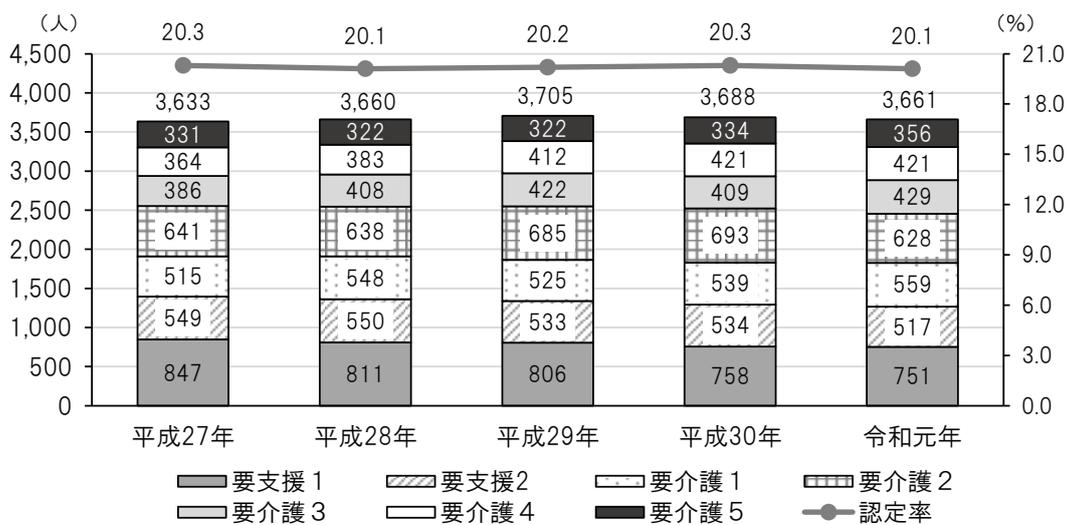


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(5) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数については、概ね 3,600 人台を推移しており、令和元年には 3,661 人となっています。また、認定率は各年約 20%となっています。認定者数の内訳をみると、要介護 4・5 でやや増加傾向がみられます。

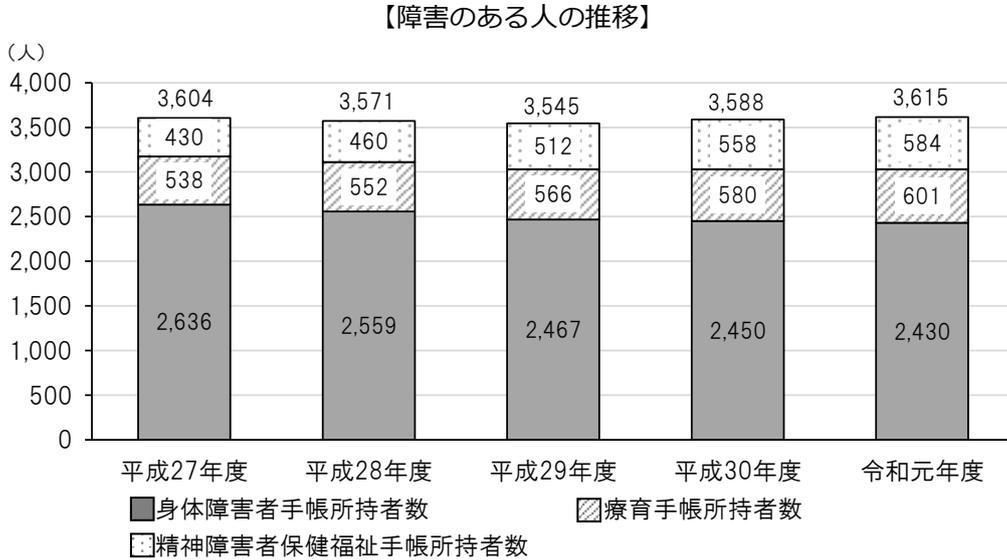
【要介護認定者数の推移】



資料：平成 29 年まで第 7 期藤井寺市いきいき長寿プランより
平成 30 年以降は高齢介護課作成（各年 9 月末時点）

(6) 障害のある人の推移

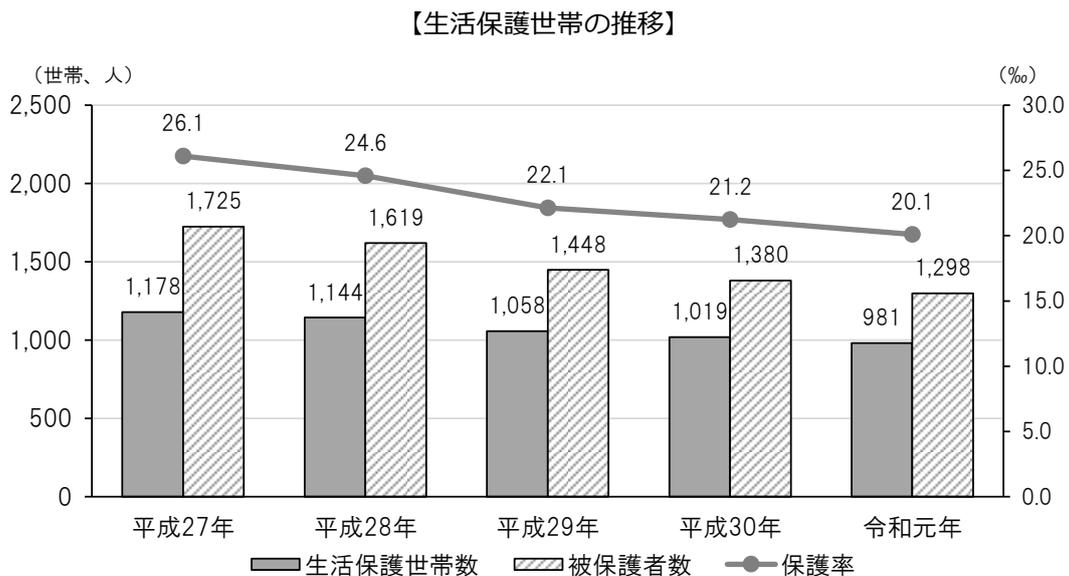
障害のある人については、全体の手帳所持者数は 3,500 人前後を推移しており、令和元年度には 3,615 人となっています。内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



資料：平成 28 年度まで藤井寺市第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画より
平成 29 年度以降は福祉総務課作成（各年度 3 月末時点）

(7) 生活保護世帯の推移

生活保護世帯については、生活保護世帯数・被保護者数ともに減少傾向にあり、令和元年には生活保護世帯は 981 世帯、被保護者数は 1,298 人となっています。保護率も減少傾向にあり、平成 28 年より 25%^{※5}を切っています。



資料：生活支援課作成（各年 9 月末時点）

⁵ 1000 分の 1 を 1 とする単位。千分率。

(8) 虐待件数

虐待件数について、児童虐待（児童虐待相談件数・通報件数含む）は増加傾向にあり、令和元年度には142件となっています。内訳についてはネグレクト^{※6}が78件と最も多くなっています。高齢者虐待については、相談件数・通報件数は横ばいであるものの、未然の対応により件数は減少傾向にあります。障害者虐待については、平成28年度以降1～2件で推移しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童虐待件数（児童虐待相談件数・通報件数含む）					
身体的虐待	47	17	19	36	26
性的虐待	0	0	0	1	0
心理的虐待	9	20	30	17	38
ネグレクト	17	33	60	89	78
計	73	70	109	143	142

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者虐待件数					
身体的虐待	8	6	1	1	1
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	1	4	1	0	1
経済的虐待	1	0	1	0	0
ネグレクト	1	1	2	0	0
計	11	11	5	1	2

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害者虐待件数					
身体的虐待	4	1	0	0	2
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	1	0	0
経済的虐待	1	0	0	0	0
ネグレクト	0	0	0	0	0
計	5	1	1	0	2

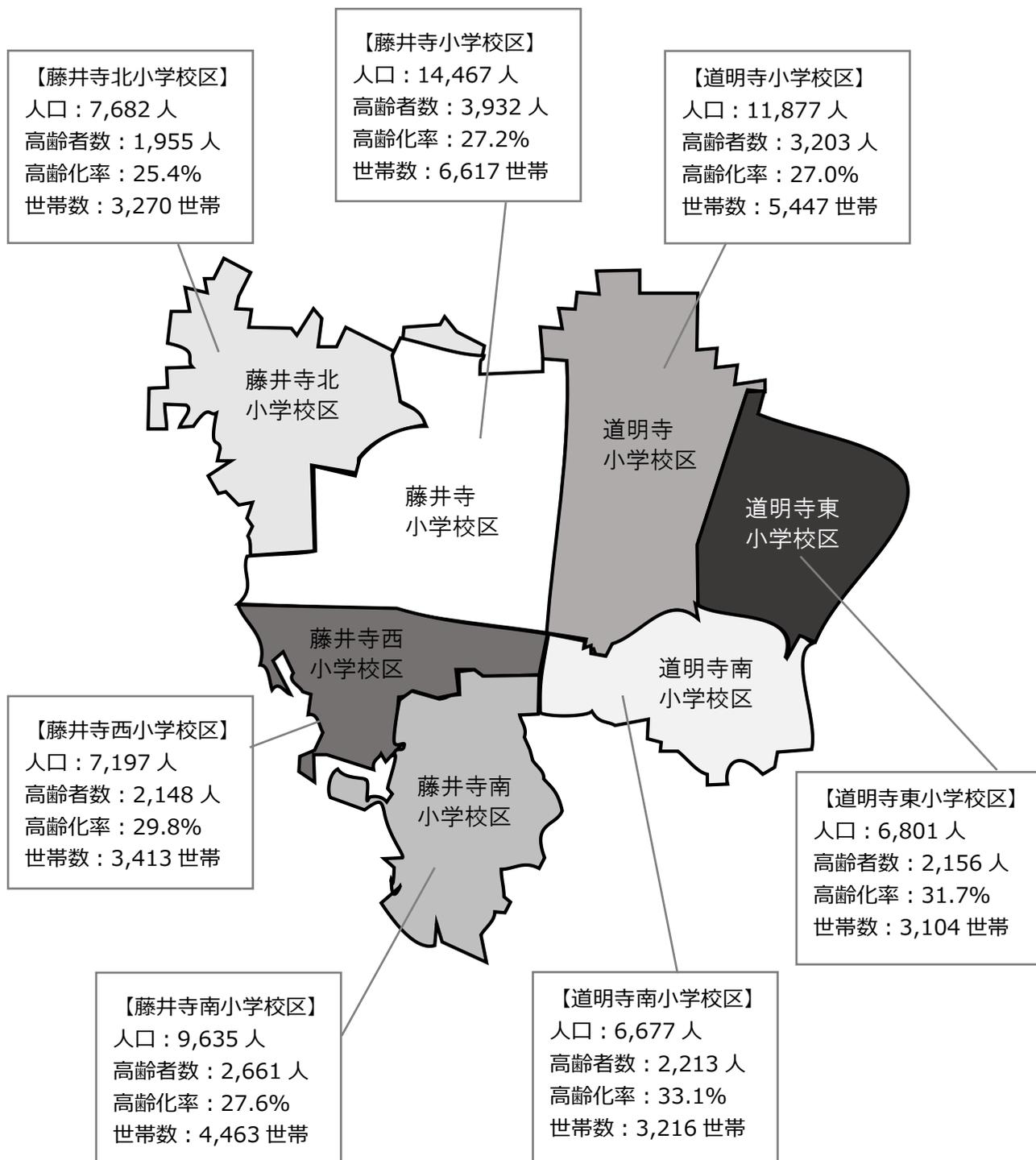
資料：福祉総務課・高齢介護課・子育て支援課作成（各年度3月末時点）

⁶ 幼児や高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

(9) 各地区の特徴

7つの小学校区ごとの人口、高齢者数(65歳以上人口)、高齢化率、世帯数を下記に示しています。

総人口については、藤井寺小学校区が14,467人と最も多く、次いで道明寺小学校区となっています。最も人口が少ないのは道明寺南小学校区の6,677人となっており、高齢化率は33.1%と最も高くなっています。



資料：住民基本台帳（令和2年7月末時点）

2. 第3期計画の取り組みの評価と今後に向けた課題

市民・福祉関係者アンケート調査結果や福祉関係団体ヒアリング調査結果、第3期計画における本市の実施した施策・事業の自己評価などを通じて、第3期計画における基本施策ごとの取り組みの成果と今後に向けた課題の洗い出し、第4期計画において重点的に取り組むべき方向性について、以下のように取りまとめました。

(1) 福祉意識の啓発

▶各種調査結果より

市民アンケート結果より、地域の福祉課題に対して、住民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要だと思う人の割合は9割以上を占めており、近所づきあいの中で手助けしてほしいことでは、「病気や災害など緊急時の手助け」が最も高くなっています。一方で、近所づきあいの中で手助けしてもらうことに抵抗感がある人もいます。また、地域活動については若年層で参加率が低くなっているものの、「関心はあるが参加していない」層が最も多くなっています。参加しない理由については、仕事があるため時間がないといった回答が多くなっています。

▶第3期計画での取り組みの成果・課題より

地域福祉に関する啓発として、成年後見・障害者差別解消法についての懇談会の実施や、広報・情報誌等を活用して各活動団体の取り組み、ボランティアの紹介を行いました。一方で、地域福祉にもともと関心のない人を呼び込むことが難しい状況です。

病気・災害時などの緊急時に助け合える関係づくりに向けて、住民相互の支え合いの必要性の理解や、日ごろからあいさつ・声かけをし合うつながりを構築していくことの重要性を、今後一層啓発していくことが求められます。

また、地域福祉活動については、若年層・仕事をしている人でも地域の行事や活動に参加しやすいように、開催方法や日時についても検討していく必要があります。

(2) 相談体制・情報提供体制の充実

▶各種調査結果より

各種統計データより、母子世帯数はほぼ横ばいであるものの、児童虐待件数（相談・通報件数も含む）の増加がみられています。ひとり親世帯における子育て・就労・経済的支援等の様々な面での相談支援や、児童・高齢者・障害者への虐待に対する統一的な対応に努める必要があります。

市民アンケート結果より、福祉サービス・福祉活動等の情報提供については、『提供されていない』と感じている人が半数近くを占めており、特に 30～39 歳の子育て世代で高くなっています。また、困った時の家族以外の相談先では「友人、知人」が7割以上を占める結果となっており、地域の身近な相談員である民生委員児童委員をはじめとした各種専門相談機関に相談するという回答は低い結果となっています。

福祉関係団体ヒアリング結果より、地域の困り事として「8050 問題^{※7}やひきこもりなど、課題の複合化・複雑化」があげられており、支援を必要とする人が適切に支援を受けられるような地域・関係機関・行政等との連携の一層の強化が求められます。

▶第3期計画での取り組みの成果・課題より

相談窓口等の情報提供については、広報紙・社協だより等を活用した周知活動を行っています。また、相談体制の充実については、訪問活動による相談等の支援を行い、関係課・関係機関と連携した支援に繋がっています。一方で、複雑化・複合化する悩みに対応していくため、各関係機関やコミュニティソーシャルワーカー^{※8}（以下、「CSW」という）との連携の強化が必要です。

各種相談窓口等の情報提供は行っているものの、情報が提供されていないと感じている市民が一定数いる状況となっています。年代に応じた情報提供方法の工夫や情報の内容の検討を行っていく必要があります。

また、相談先については専門相談機関への相談が少ない状況が見受けられます。福祉関係団体ヒアリング結果からも顕在化してきた複合的な課題への対応が問題視されていることから、相談窓口の周知をはじめ、複雑化・複合化していく相談に対応できるよう、各関係機関やCSWとの連携強化を図るなど、包括的な相談支援体制の充実が求められます。

⁷ 80代の高齢の親と、無職やひきこもり状態の50代の子どもが同居することによる問題。社会的孤立や生活困窮など様々な課題の背景となっている。

⁸ 地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。

(3) 地域におけるつながりの強化

▶各種調査結果より

市民アンケート結果より、近所づきあいの程度については、若年層で「あいさつ程度」が高く、年代が上がるにつれ、「立ち話や情報の交換をする」、「何か困った時に助け合う」が概ね高くなる傾向がみられます。

福祉関係者アンケート結果より、福祉関係者及び関係機関との連携については、『連携している』が6割以上となっており、前回調査時（平成27年）よりもやや高い結果となっています。また、他の地域と比較した時の地域活動・行事の活発さについても『活発に活動している』の回答が7割以上となっています。一方で、住民活動における住民相互のまとまり具合については、『まとまりがある』が7割と、前回調査時（平成27年）よりやや低い結果となっています。

福祉関係団体ヒアリング結果より、地域での活動の際に連携している組織は「藤井寺市役所」、「藤井寺市社会福祉協議会」が8割近くを占め最も高くなっています。また、これから連携したい組織・団体では「大学」が最も高くなっており、連携したい内容については、「世代間交流」や「障害のある人への理解促進」、「ボランティアとして協力してほしい」といった意見が多くなっています。一方で、連携する上での困り事では、「時間を合わせづらい」、「きっかけがつかめない」などの意見が多く、様々な組織・団体との連携のネットワーク構築に向けた仕組みづくりが必要です。

▶第3期計画での取り組みの成果・課題より

民生委員児童委員、福祉委員等をはじめとした地域で見守り活動を行っている人や施設職員等を対象とした研修会などを実施し、顔の見える関係性の構築に努めています。また、集まる場の提供として各施設の貸出や、行政主催のイベントを実施しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症により、人が集まるイベントや会議、研修を中止、または、参加人数を制限する場合があります。新しい生活様式をふまえた開催方法の検討を行っていく必要があります。

近所づきあいについては、特に若年層でつながりの希薄化がみられます。また、新型コロナウイルス感染症による外出自粛などもあいまって、つながりの希薄化・孤立化が進行する可能性が懸念されます。

福祉関係団体の調査結果では、一定の組織・団体との連携はできているものの、新たな連携の構築に向けては様々な課題が障壁となっている状況です。属性等に捉われない幅広い連携のネットワーク構築に向けた取り組みを検討していく必要があります。

また、新たな生活様式もふまえた交流の仕方、地域活動・行事の開催方法の検討を行いながら、住民同士の顔の見える関係性づくりに努めます。

(4) 地域福祉を担う人材の確保・育成

▶各種調査結果より

福祉関係者アンケート結果より、福祉に関する研修会や講座、セミナーへの参加については『参加している』が8割以上となっており、前回調査時（平成27年）よりもやや高くなっています。一方で、7割の人が福祉に関する研修会や講座を生かす機会が『ない』と感じている結果も得られています。加えて、自由意見からは、地域福祉活動を行う人を増やすためには、「活動内容や目的を住民に理解してもらうための情報発信」、「参加への声かけ・手伝いの依頼を継続的に行うこと」が必要といった意見が多くみられました。

福祉関係団体ヒアリング結果より、活動をしていく上で行政に望むことについては、「会員募集の支援」が50.0%と最も高くなっています。一方で、地域での困り事については、「活動をはじめたくても場所や費用面でのハードルが高く、活動に取り組めない」との意見もあげられています。高齢化の進行により、多くの団体で担い手不足・担い手の高齢化が喫緊の課題となる中で、活動の継続に向けて取り組みを検討していく必要があります。

▶第3期計画での取り組みの成果・課題より

ボランティア人材の確保として、個人ボランティア登録の見直し、登録シートの作成を行い、全戸配布しました。あわせて、ボランティア団体と新しく登録された個人ボランティアとの交流研修会を開催しました。また、人材育成として、各機関に多様な研修を紹介するとともに、市職員の参加も促進し、能力の向上に努めています。

地域福祉関係者における、各種研修会や講座への参加率は第3期計画策定時よりも高くなっているものの、その研修会や講座を生かす機会がないと感じている人が多くなっています。福祉関係者のニーズを踏まえ、研修会・講座の内容を検討していく必要があります。

また、多くの福祉関係機関で地域福祉活動の担い手不足は大きな課題となっています。各団体の活動内容や活動の目的・意義等を住民に理解してもらえよう、今後も一層の啓発に取り組むとともに、支援をしたい人が身近で簡単なことから活動を始められる仕組みについても検討していきます。

(5) 安心・安全な環境づくり

▶各種調査結果より

市民アンケート結果より、日ごろの生活で感じる悩みや不安については、「本人・家族の健康や老後」、「地震や火事などの災害」などで回答が多くなっています。

福祉関係者アンケート結果より、住民の福祉に関する課題については、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」、「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」、「地域で子どもが安全に遊べる場所が少ない」などで回答が多くなっています。

福祉関係団体ヒアリング結果より、連携上の困り事や団体で対応できないことについては、「個人情報共有できない」という意見が多くあげられています。

▶第3期計画での取り組みの成果・課題より

要支援者とされる方々の情報を地域に提供する「藤井寺市避難行動要支援者支援制度」に基づき、名簿の作成及び更新を行い、災害等が発生した際に地域の人が助け合える環境を整備しています。加えて、災害ボランティアコーディネーター会を結成し、研修の開催、市民への防災意識の啓発を実施しています。また、消費者被害に関する情報提供、成年後見制度^{※9}についての講座開催など、権利擁護を目的とするサービス、制度の周知に努めています。さらに孤立死防止として、市社協を中心とした小地域ネットワーク活動を推進しています。

要支援者の名簿の作成をはじめとし、災害等が発生した際に地域の人が助け合える環境を整備しているものの、近年の災害の多発により、災害時の対応に不安を感じている人が多い状況です。要支援とされる人の支援も含め、災害時の対応についての研修や訓練を引き続き実施し、できる限り住民の不安感を軽減していくことが求められます。また、個人情報の保護に配慮しつつ、支援を必要とする人の把握に努めていくことが必要です。

さらに、孤立死防止の見守り活動について、協力者の高齢化やなり手の不足が課題です。今後とも増加が予測されるひとり暮らし高齢者世帯に対して継続した見守りが行えるよう、孤立死防止事業の広報を充実させていく必要があります。

⁹ 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

(6) ユニバーサルデザイン^{※10}に基づくまちづくり

▶各種調査結果より

市民アンケート結果より、「日ごろ問題だと思っていること」については、「公的制度の説明が少ないこと」や「ひとり暮らし高齢者、病気・認知症などの高齢者を抱えている世帯の問題」などの回答が多くなっている一方で、「誰もが安心して利用できる交通機関が少ない」、「市役所や保健センター、社会福祉協議会、市民病院等へ行きにくいこと」など、公共交通機関に関する回答も一定数みられます。

▶第3期計画での取り組みの成果・課題より

障害者差別解消法の普及として、研修や講演会の開催を行い、不当な差別や合理的配慮^{※11}について市民や職員が理解を深める機会を設けています。また、市内のバスについては全てバリアフリー^{※12}に対応し、駅舎についても一定のバリアフリー対策が行われています。歩道や道路の整備については、定期的に危険個所の抽出を行い、順次整備を進めています。

障害による物理的なバリアだけでなく、不当な差別や合理的配慮といった心理的なバリアも含め、社会全体で理解を深め、取り除いていく必要があります。今後も障害のある人の状況の理解を一層深めていくために、研修の開催などの継続的な取り組みが求められます。

歩道や道路の計画的な整備について、修繕等の要望も増加していることから、今後も効率的に対応し、円滑な移動・安全性の確保に努めていく必要があります。



¹⁰ 性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方。

¹¹ 障害のある人が全ての人権及び基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。具体的には障害の程度に応じた施設整備や人員配置、コミュニケーションの確保などの配慮がある。

¹² 障害のある人や高齢者などが、社会生活を行ううえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

第4期計画では、上位計画である第五次藤井寺市総合計画や、「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」、また、地域福祉計画と車の両輪の関係である市社協策定の「第3期藤井寺市地域福祉活動計画」、さらに大阪府下の市町村地域福祉計画を支援する「第4期大阪府地域福祉支援計画」の基本理念等を踏まえ、市民が支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基本理念を「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」とします。

基本理念

支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり

2. 基本目標

第4期計画の基本理念である「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」の実現を目指し、第4期計画の具体的な方向性を示すものとして以下の3つを基本目標とします。

基本目標		主な方向性
1	福祉への理解を深め、 みんなで支え合うまち	地域福祉推進にあたっては、行政だけでなく、地域住民をはじめとした様々な主体がともに取り組んでいく必要があります。そのため、地域福祉に関する研修や、地域の生活課題や福祉課題の共有などを通じて、地域福祉意識を啓発するとともに、地域福祉の重要性について、一層の理解促進に努めます。
2	地域でつながり、 身近で相談できるまち	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、市民・福祉関係者・行政等がつながり、連携しながら支え合う仕組みづくりが重要です。 支援を必要とする人を取り残さないよう、相談支援体制の充実やコミュニティづくりに取り組みます。
3	安心・安全で、 誰もが住みやすいまち	あらゆる人が住み慣れた地域で安全に暮らしていけるよう、防犯・防災の取り組みに努めます。 また、一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせるよう、権利擁護が必要な人への支援体制を強化します。

3. 重点施策

各調査結果や第3期計画からの課題を踏まえ、第4期計画では、以下の5つを重点施策として定め、本市の地域福祉を一層推進していきます。

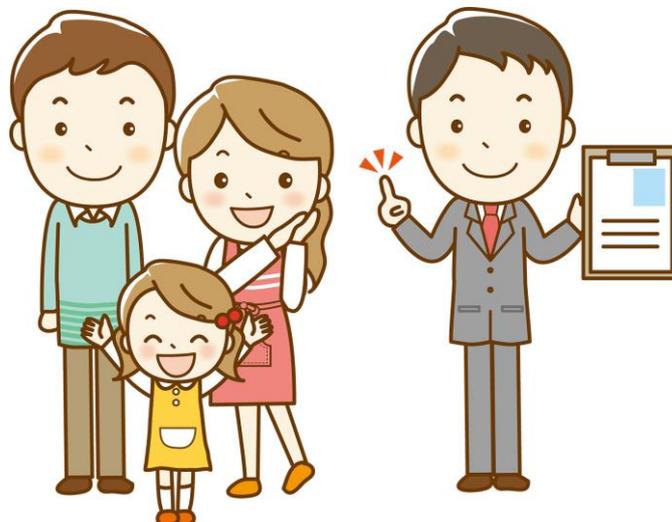
(1) ボランティアの活動支援

- ▶将来的に行政との協働によりボランティアが事業を検討できるような基盤の整備
- ▶ボランティアに関する情報発信
- ▶ボランティア登録者のデータベース化支援 など

本市における地域福祉の活動を活性化し、一層推進していくためには、ボランティア活動に参加する市民を増やすとともに、様々な場面でボランティアとして市民が活躍できるよう環境を整えることで、市民がお互いに支え合い、助け合い、解決を目指す仕組みを構築することが重要です。

一方で、近年の高齢化の進行に伴い、支援を必要とする人の増加、地域活動の担い手の高齢化・担い手不足が懸念されます。市民アンケート結果より、若い年代では地域活動へ参加している割合は低くなっているものの、「関心はあるが、参加していない」層が多くなっています。地域での支え合いの関係づくりの構築・深化に向け、地域活動に関心はあるものの、参加していない人の背中を後押しできるよう、様々なボランティア活動等に関する情報を提供するとともに、誰もが参加しやすい環境づくりに努めることが必要です。

そのため、市広報やホームページ等を活用し、ボランティアセンターの役割や活動内容の周知・啓発を行います。また、ボランティア登録者のデータベース化の支援や、ボランティアを必要とする活動情報の収集支援を行います。あわせて、将来的には、興味や関心のあるボランティアテーマが同じボランティア希望者を集め、市民公益活動団体化からの独自活動を促進するなど、行政と協働による事業などを検討していけるよう基盤を整備することを目指します。



(2) 生活困窮者の自立支援

- ▶市広報やホームページ、チラシなどでの周知活動を実施
- ▶地域の福祉に関わる人々からの情報により対象者を把握
- ▶対象者個々の状況に応じた自立支援の実施 など

生活困窮者の支援にあたっては、最後のセーフティネットである生活保護制度を利用する一步前の段階で支援する（第2のセーフティネット）ことで本人の自立を促すという生活困窮者自立支援制度の趣旨を踏まえて、対象となる人を早期に発見し、深刻な状況に陥る前に問題解決を図ることが重要です。

そのため、市広報やホームページの活用、チラシ等での幅広い周知活動を行い、民生委員児童委員や社会福祉法人など地域の福祉に関わる人々からの情報により対象者の把握に努めます。あわせて、行政内部では各部局間の相互連携を強化し、経済的困窮者からの相談等を把握することで、対象者の早期発見に努めます。

また、対象者の早期把握後の対応として、個々の状況に応じて、適切な支援先へつなぐとともに、地域のネットワークや関係機関などと連携し、対象者が自立できるよう、相談支援や一人ひとりに合った自立支援プランの作成に取り組みます。加えて、就労支援の観点から、行政内部で雇用に関する部局やハローワークなどと積極的に連携し、認定就労訓練事業者や市民公益活動団体、企業などの協力を得つつ、就労に向けた支援に取り組みます。

(3) 障害者差別解消法の普及・啓発

- ▶障害者差別解消法に関する普及・啓発や人権教育の実施
- ▶障害のある人に対する合理的配慮の提供
- ▶差別に関するワークショップの開催 など

国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」を施行しています。この法律では、行政機関や事業者が障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するとともに、障害のある人が社会の中にあるバリアを取り除くための支援を求めてきた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することとして、「合理的配慮の提供」を求めています。地域社会においても、障害のある人を含めた様々な立場や状況の人たちと共生する社会を目指すにあたって、相互理解の促進と、差別の禁止は欠かせません。

本市では、障害者差別解消法に関する普及・啓発や人権教育に努めるとともに、懇談会などの機会を利用して合理的配慮に関する取り組み事例を周知することで、一人ひとりの障害に対する理解促進に努めています。加えて、障害のある人を交えたワークショップの開催などを通じ、障害のある人との建設的対話による相互理解の促進に取り組んでいます。また、全ての市民が安心して暮らすことのできる環境づくりを目的に、「手話言語条例」を制定し、平成31年1月に施行しています。

一方で、障害のある人の日常生活における困り事に関する相談は現在も多く、関係団体からも、障害のある人に対する差別意識はまだ残っているとの意見があげられています。

障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会を目指して、今後も様々な状況の理解促進に努めるとともに、社会の中にあるバリアを取り除いていけるよう取り組みを推進します。

(4) 民生委員児童委員のあり方の検討

- ▶ 民生委員児童委員の負担感の軽減、活動内容の周知、やりがいの提供
- ▶ 民生委員児童委員の欠員に向けた対策の検討 など

民生委員児童委員については、現在、地区自治会からの推薦により選任を行っています。しかし、以前より「引き受け手がいない」、「地域での課題が多様化している一方で守秘義務もあり、対応が不安かつ大変」といった声が多くあがっており、そのあり方についての検討が必要だと考えられます。地区によっては長らく民生委員児童委員が欠員している地区もあり、今後、高齢化の進行が見込まれる中、民生委員児童委員の担い手の確保は喫緊の課題となっています。

加えて、市民アンケート結果より、民生委員児童委員の認知度については「誰か知らない」との回答が7割以上を占めており、年代別で見ると、特に若い年代で高くなっています。担い手の確保に向け、民生委員児童委員の認知度向上は重要な課題であると考えられます。

そのため、本市では、民生委員児童委員の認知度の向上に向け、活動内容の周知や活動の展示、様々な媒体でのPRに努めます。加えて、民生委員児童委員の活動や、やりがいを紹介することで、福祉人材の育成を推進します。あわせて、多様化する課題への対応に関する負担の軽減に向け、民生委員児童委員への研修等を通じた福祉施策や相談窓口の情報提供を行うなど、相談対応力の向上に向けた取り組みを実施します。取り組みの実施にあたっては、民生委員児童委員へのアンケート調査やヒアリングの実施などを通じ、検討を進めます。

(5) 相談支援体制の充実

- ▶ 庁内関係課、関係機関との連携強化
- ▶ 相談員の資質の向上 など

近年、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」等の単一の制度で対応できない複雑化・複合化した課題や、ゴミ屋敷、ひきこもり等の既存の制度では対応できない「制度の狭間」の問題が浮き彫りとなっています。これらの課題については、公的サービスのみでの対応は困難な状況であり、地域住民をはじめとする多様な主体との連携・協働が非常に重要となってきます。

福祉関係団体ヒアリングにおいても、地域の困り事として「課題の複合化・複雑化」があげられている一方で、市民アンケート結果より、困った時の家族以外の相談先については、「友人、知人」が最も高く、民生委員児童委員をはじめとした地域の身近な相談員の回答は低くなっています。

相談者が相談しやすく、多様な課題の解決に繋がる相談支援体制の充実に向け、既存の相談支援の取り組みを生かしつつ、課題を整理した上で関係部署との協議を進めます。加えて、身近な相談先から専門相談機関までの連携を強化するとともに、研修等により相談員の資質を向上することで、市民の相談に対し包括的に支援ができるような体制を構築します。また、課題を抱えた人や世帯の早期発見・支援のためには、地域における関係性の構築が重要です。地域での集まる場の提供や多様な活動での参加の機会を確保し、地域住民の支え合いの関係性の構築に向けた支援を行います。

4. 施策の体系

第4期計画の基本理念である「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」に取り組むため、施策の体系を次のように設定し、重点施策とともに展開していきます。

基本理念 「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」

重点施策

- (1) ボランティアの活動支援
- (2) 生活困窮者の自立支援
- (3) 障害者差別解消法の普及・啓発
- (4) 民生委員児童委員のあり方の検討
- (5) 相談支援体制の充実

基本目標1 福祉への理解を深め、みんなで支え合うまち

- 基本施策1 福祉意識の啓発
- 基本施策2 地域福祉を担う人材の確保・育成

基本目標2 地域でつながり、身近で相談できるまち

- 基本施策1 地域におけるつながりの強化
- 基本施策2 相談・情報提供体制の充実

基本目標3 安心・安全で、誰もが住みやすいまち

- 基本施策1 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- 基本施策2 災害に強いまちづくり
- 基本施策3 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

第4章 施策の展開

1. 基本目標1 福祉への理解を深め、みんなで支え合うまち

基本施策1 福祉意識の啓発

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会を実現するには、地域に住む一人ひとりが様々な地域課題に関心を持ち、地域での困り事の解決に向けて、主体的・積極的に取り組むことが期待されます。

市民アンケート結果では、7割以上の方が福祉への関心があると答えている一方、福祉に関する研修会やボランティア講座、セミナー、懇談会などへの参加経験が全くない人が8割以上となっています。

様々な地域課題に関心を持ち、市民が地域福祉の重要性への理解を深めることで、自分にできること、地域でできることを考えていけるよう、引き続き地域福祉に関する研修や講習会を開催するとともに、地域における様々な交流機会を活用した生活課題や福祉課題の共有、地域で福祉に関する活動をしている人や団体などの紹介といった、地域福祉の重要性を理解する機会の充実を図ります。

また、様々な立場や状況への理解を深め、人権を尊重する意識を育むことで、障害者差別や部落差別といった様々な差別による人権侵害の解消を図り、虐待や暴力などの防止、福祉サービスの適切な提供など、誰もが過ごしやすい社会づくりに努めます。

市民に期待すること（自助）

- 福祉に対して関心を持ちましょう
- 地域の生活課題や福祉課題に関心を持ちましょう
- 地域の集まりなどに積極的に参加し、情報を共有しましょう
- 福祉に関する研修や懇談会などに積極的に参加しましょう
- 市の広報紙やホームページ、SNS^{※13}を通して、必要な情報を積極的に収集しましょう
- 高齢者や障害のある人など、様々な状況を理解するよう心掛けましょう
- 地域で活動している人や団体などに興味を持ちましょう
- 共感できる活動などに、協力や支援を行いましょう
- 市社協について関心を持ちましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域の生活課題や福祉課題などについて、みんなで話し合う機会を持ちましょう
- 福祉に関して、地域で学ぶ機会を設けましょう
- 障害のある人など様々な人が参加しやすい地域の集まりや活動となるよう配慮しましょう
- 地域で活動している人や団体などは、自らの活動を積極的に周知しましょう
- 地域で活動している団体と市民が協働できる取り組みなどを実施しましょう
- 地域における福祉活動の事例を積極的に発信しましょう
- サロンや子ども食堂などの日常活動、地域の関係を育む祭りやイベントに積極的に参加しましょう

¹³ 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

施策名	内容
<p>地域福祉に関する講座・懇談会の開催</p>	<p>○地域の様々な生活課題を住民相互の共通理解とするとともに、地域の実情に即した自主的な取り組みとなるように、講座や懇談会を開催します。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を契機とする新しい生活様式も踏まえ、オンライン形式での講座や懇談会の開催など、開催方法について検討します。</p> <p>○住民主体の地域福祉の推進に向け、一人ひとりが様々な生活課題に気づき、考え、行動できるよう、福祉教育を推進します。</p>
<p>地域における福祉活動の紹介</p>	<p>○地域福祉活動の推進に向けて、ボランティア活動の意識を高め、その楽しさややりがいを知ってもらうため、地区自治会やボランティアグループなどが行っている地域福祉活動事例を収集し、市民に紹介していきます。</p> <p>○紹介にあたっては、市の広報紙だけでなく、ホームページ等、様々な媒体の活用に努めます。</p>
<p>人権教育・啓発の推進</p>	<p>○子どもたちがあらゆる人の人権を自分事として考えられるよう、学校園における人権教育を推進します。</p> <p>○ノーマライゼーション^{※14}やソーシャルインクルージョン^{※15}など、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。</p> <p>○様々な人権課題の解消に向けて、効果的な人権教育・啓発のあり方について研究、検討を行い、教育・啓発活動を推進します。</p>



¹⁴ 障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方。

¹⁵ 「すべての人を孤立や排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え方。

基本施策2 地域福祉を担う人材の確保・育成

高齢化の進行に伴いひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加することで、支援を必要とする人の増加が予測される一方、地域福祉の担い手の高齢化も進み、担い手不足が深刻となっています。本市では、民生委員児童委員の欠員が長く続く地域もあり、担い手の確保が喫緊の課題です。

一方で、市民アンケート結果では、民生委員児童委員を知らない人が7割以上となっており、福祉関係者アンケート結果においても、民生委員児童委員の役割をよく知らない人が2割近くとなっています。

支援を必要とする人を適切に支援につなぐためには、民生委員児童委員や福祉委員、施設の相談員等をはじめとした地域福祉を担う人材が非常に重要であり、今後その役割はますます大切になってきます。そのため、担い手不足解消に向け、民生委員児童委員・福祉委員などの活動内容・やりがいの周知を行います。加えて、様々な知識や経験を持つ、元気な高齢者をはじめとした地域の人々の活動への参加促進を目指し、地域における多様な活動の情報提供や地域について考える機会づくりなどに努めます。

また、福祉関係者アンケート結果では、福祉に関する研修会や講座に参加したことがある人は8割以上となっているものの、生かす機会がないと感じている人が7割となっています。

福祉関係者の関心のあるテーマやニーズの把握に努め、研修会や講座の内容について検討していくとともに、地域福祉の活動に携わっている人々のスキルやモチベーションの向上などに取り組みます。

市民に期待すること（自助）

- 一人ひとりが地域福祉を担う人材となることを意識しましょう
- 地域での交流の場に積極的に参加しましょう
- 自分の持っている知識や経験を地域活動に活用しましょう
- 地域におけるボランティアに関する情報を積極的に収集しましょう
- 無理のない範囲で、ボランティア活動などに参加しましょう
- ボランティア団体を立ち上げましょう
- 民生委員児童委員や福祉委員など地域福祉を担う人の活動を知りましょう
- 民生委員児童委員を依頼された際は、できるだけ引き受けましょう
- 民生委員児童委員やPTAの活動に協力しましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域で一緒に活動してくれる人を探しましょう
- 地域や団体で行う活動において、ボランティア募集や積極的な受け入れを行いましょ
- 様々な知識や経験を持っている地域の人々を、地域福祉の担い手として積極的に引き入れていきましょ
- 地域で活動している団体などは、より活発に活動を行いましょ
- 地域で活動している団体などは、相互に交流する機会を作るよう努めましょ
- 活動の後継者など、人材の育成に努めましょ

行政の取り組み（公助）

施策名	内容
表彰の実施	○地域福祉活動に貢献された人に対して表彰し、その功績を広報などを通して市民に周知します。
市社協ボランティアセンターの機能強化	○市民の多様なボランティア活動を促進するため、関係課などと連携し、ボランティアセンターにおけるボランティアに関する情報の集約機能を強化し、ボランティア団体などの交流や情報交換の機会の充実を図ります。
相談員等の能力の向上	○民生委員児童委員をはじめ地域での相談先となる人材や、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市役所の各種相談窓口などの相談員が、複雑化する相談者のニーズに一層応えることができるように、研修の受講を促すなど、能力の向上に努めます。
民生委員児童委員のあり方の検討	○民生委員児童委員のアンケート調査やヒアリングの実施などを通して、民生委員児童委員の負担感の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。 ○活動内容ややりがいの周知を行い、民生委員児童委員への理解を深められるよう取り組みます。
事業所職員やサービス提供者の研修参加についての働きかけ	○サービス利用者が適切なサービスを受けることができるように、事業所職員やサービス提供者に対して、利用者の人権尊重と接遇の意識と知識、技術などの向上のための研修への参加について働きかけます。 ○関係者会議等を開催し、事業者間の連携強化・情報共有の促進に努めます。
市民公益活動団体の活動の支援	○様々な地域課題を解決するために市民が主体的に取り組む市民活動について、活動に関する相談会や講座の開催、団体情報の発信を行い、市民団体の活動の促進を支援します。

2. 基本目標2 地域でつながり、身近で相談できるまち

基本施策1 地域におけるつながりの強化

市民アンケート結果より、年代が上がるにつれ、「立ち話や情報の交換をする」、「何か困った時に助け合う」などの近所づきあいが多くなっているものの、若い年代では「あいさつ程度」の近所づきあいが多くっており、特に若い年代での地域におけるつながりの希薄化がみられます。

一方で、地域の行事や活動等への参加状況については、18～39歳で「関心はあるが、参加していない」層が最も多くなっています。幅広い世代とのつながりの構築に向け、地域活動に参加しやすくなるような工夫が必要です。

地域における多様な福祉ニーズに対応し、市民がいまいきと自分らしく暮らせる地域社会を実現するため、行政のみならず、地域住民や団体、福祉関係者、専門職、大学などの連携を強化します。

また、支援を必要とする市民が孤立することのないように、住民同士が顔の見える関係を築いていけるよう、地域での様々な交流や地域コミュニティづくりを進めます。さらに、民生委員児童委員、福祉委員、福祉施設などの様々な活動を通じた要支援者の把握にも取り組みます。

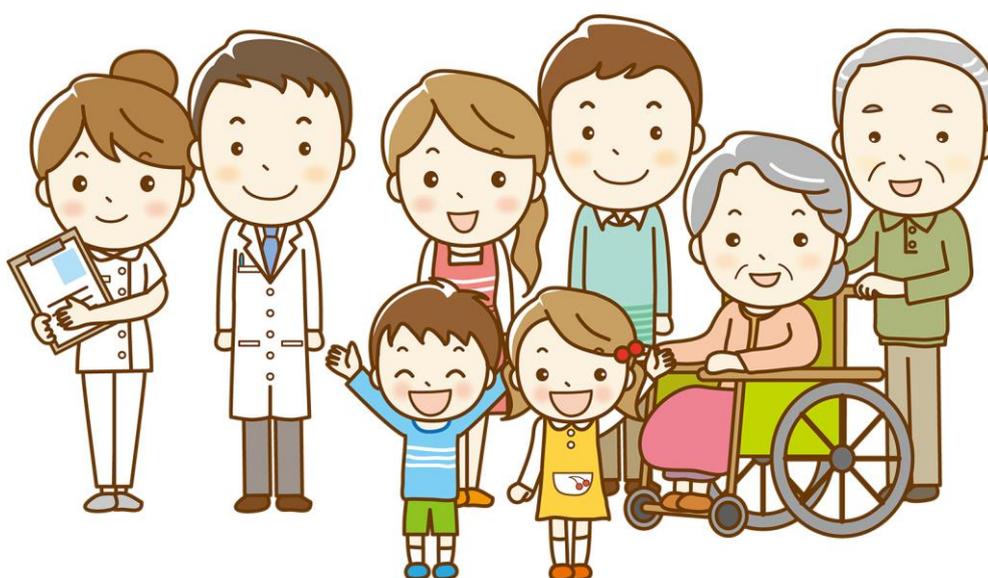
市民に期待すること（自助）

- 地域で積極的にあいさつや声かけをしましょう
- 地域の中で支援が必要と思われる人の事を気にかけてみましょう
- 地域の行事や活動などに積極的に参加しましょう
- 地域の行事や活動などに参加する際は、友人や近所の人と誘い合って参加しましょう
- 様々な団体などの活動に参加し、交流を深めましょう
- 地区自治会に加入し、地区自治会の活動に積極的に参加しましょう
- 地域でイベントを主催して、人を集めてみましょう
- 新しくコミュニティに入ってきた人を、温かく迎え入れましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域の人が集まりやすい環境づくりを行いましょう
- 様々な世代の人が集まれる行事やイベントなどを開催しましょう
- 地区自治会の必要性を発信し、加入者を増やしましょう
- 地区自治会をはじめとした様々な活動で、新たな参加者を温かく迎え入れましょう
- 地域の活動などの情報を、地域に向けて積極的に発信しましょう
- 地域で活動している団体などは、自らの活動の周知を積極的に行いましょう
- 地域であいさつ運動や見守りなどの活動を行いましょう
- 個人のプライバシーに注意しながら、地域の中で支援が必要と思われる人の情報をできるだけ共有しましょう
- 様々な面で自立した活動ができるよう努めましょう

施策名	内容
福祉従事者と民生委員児童委員、福祉委員、大学などの連携強化	<p>○ひとり暮らし高齢者の見守り活動（小地域ネットワーク活動）など、地域での見守り体制の充実を図るため、民生委員児童委員と福祉委員の連携強化を図ります。</p> <p>○地域での様々な課題に迅速・適切に対応するため、福祉施設職員を含む福祉従事者と、民生委員児童委員、福祉委員、大学などの連携を強化します。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症をはじめとする非常事態においての活動のあり方について検討します。</p>
集まる場の提供	<p>○地域イベントなどの開催にあたり、市が管理する公共スペース（ふれあい広場）などの貸出を行います。</p>
地域でのあいさつ運動の促進	<p>○子どもの連れ去り防止など、地域において顔の見える関係づくりを進め、相互の信頼関係や相互扶助意識を高められるよう、世代を超えたあいさつ運動に地域ぐるみで取り組みます。</p>



基本施策2 相談・情報提供体制の充実

近年、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、子育てと介護を同時にしなければならない「ダブルケア」等、従来の単一制度では解決が困難な課題が浮き彫りとなっています。

このような複雑化・複合化した課題に対しても、誰一人残さず支援していけるよう、身近な相談先から専門相談機関までの連携を強化し、相談内容とその対応に必要な福祉サービスを適切に結びつけることで、市民の相談に対し包括的に支援ができるような体制を構築します。

また、市民アンケート結果では、困った時の家族以外の相談先について、民生委員児童委員や社会福祉協議会と回答した人は少なく、相談窓口の周知が必要です。様々な相談窓口や提供されている福祉サービスなど、地域の福祉に関する情報が市民により届きやすくなるよう、SNSなどの多様な手段の活用や興味をひく表現を心掛けるなど、情報提供体制の充実に努めます。

市民に期待すること（自助）

- 日ごろから地域や福祉に関する情報に関心を持ちましょう
- 得た情報を家庭内や周囲の人々に伝え、共有しましょう
- 悩み事などは一人で抱え込まず、誰かに相談することを心掛けましょう
- 民生委員児童委員や市の相談窓口など、様々な相談先があることを知っておきましょう
- 家族や友人などの相談を受けたら、一緒に考えたり、専門的な相談先を紹介しましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 民生委員児童委員など地域の身近な相談窓口に関する情報を発信しましょう
- 地域の集まりや回覧板などで、様々な情報を共有しましょう
- 支援が必要な人や悩んでいる人を見つけたら、適切な情報を伝えましょう
- 生活に役に立つ情報（インフォーマルサービス^{※16}を含む情報）を把握し、発信しましょう
- 地域で活動している団体などは、専門的な経験やノウハウなどを生かした情報提供を積極的に行いましょう



¹⁶ 家族や隣近所、地域、ボランティア、企業などが提供する支援。

施策名	内容
各種相談窓口の周知	○地域の身近な相談員である民生委員児童委員や障害者相談員、C S W、専門機関などについて、S N S等の多様な媒体を活用しながら周知します。
訪問相談活動の推進	○妊産婦や乳幼児などのいる家庭を対象に、出産や育児などの様々な不安や悩みに対応し負担の軽減を図るとともに、子育てに関する情報の提供や必要なサービス利用について助言できるように、家庭への訪問活動を行います。
相談支援体制の連携強化	○複雑化・複合化する課題に対応するため、地域の身近な相談先である民生委員児童委員や市の各担当、専門相談機関の連携強化を図るとともに、相談支援体制のあり方について検討を進めます。
多様な情報提供方法の活用	○情報の種類や年代等によって提供方法を工夫し、より効果的に情報を発信していきます。
市社協における地域福祉関連情報の集約	○市社協において、現在各地域で展開されている地域福祉に関する様々な情報を集約し、データベース化することで、情報を利用しやすいようにしていきます。 ○分野を超えて情報を収集できるよう、市の関係課との連携体制を構築します。
サービスの質の向上	○サービス利用者の複雑化・複合化した相談内容にも対応できるよう、関係機関との連携を図り、指導、助言を行うことにより介護相談員のスキルアップに努めます。 ○障害者支援会議の相談支援部会を開催し、事業所間の情報共有と連絡調整の強化に努めます。 ○就学前施設における定期的な自己点検・評価や第三者評価等の実施を促進し、質の確保やサービスの向上に努めます。
C S Wの活動支援	○現在、市社協に2名のC S Wを配置していますが、地域における困窮に関する相談の増加や課題の複合化により、緊急一時的な対応に留まらない長期的な支援が必要なケースもあります。そのため、各関係機関との連携の強化に努め、事業の安定的な運営に向け支援します。

3. 基本目標3 安心・安全で、誰もが住みやすいまち

基本施策1 誰もが安心して暮らせる環境づくり

あらゆる暴力のない社会を目指し、子ども・高齢者・障害のある人などへの虐待について、早期発見・早期対応に努めるとともに、身体的虐待だけでなく、性的虐待・心理的虐待・経済的虐待・ネグレクト等をはじめとした様々な虐待の状況について、理解を深められるよう周知を図ります。

また、高齢化の進行に伴い、認知症の人など判断能力が低下した人の増加も見込まれます。認知症の人や障害のある人など、判断能力が低下した人の権利擁護に向け、消費者被害の防止に向けた注意喚起の情報提供や消費生活相談体制の強化、成年後見制度等の各種支援制度の周知・利用促進といった支援を必要とする人の権利や財産を守る取り組みを進めます。

加えて、安心して暮らせる環境をつくる上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止は重要な課題になります。罪を犯した人が円滑に社会復帰できるよう、関係機関と協働して支援に努めるとともに、罪を犯した人の地域での孤立を防ぐために、地域での更生に関する理解促進に取り組みます。

市民に期待すること（自助）

- 子どもの安全のため、親子で防犯や交通安全などについて話し合いましょう
- 子どもの登下校の見守りなど、地域の防犯を心掛けましょう
- ひとり暮らしの人は、定期的に知人と連絡を取りましょう
- 日ごろから隣近所の人と交流し、犯罪の起こりにくい地域づくりに努めましょう
- 電話や訪問での勧誘やお金の振り込み依頼などに不審な点を感じたら、家族や友人、相談窓口などに相談しましょう
- 警察などの消費者問題に関する注意喚起の情報を、気に留めておきましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域内で連携し見守り体制を整えましょう
- 地域で防犯パトロールを実施するなど、防犯意識を高めましょう
- 地域で、防犯や消費者問題などの情報を共有しましょう



施策名	内容
消費者被害の防止	<p>○悪質商法などの消費者被害を防止するため、広報や講座等を通じた注意喚起を行い消費生活センターや相談窓口の周知啓発を図ります。</p> <p>○判断能力が低下した高齢者などの消費者被害を防止するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図ります。</p>
孤立死防止対策事業	<p>○孤立死の防止のため、見守り活動の協力者の拡大に向けて民間事業所も含めたネットワーク作りを支援するとともに、事業の周知に努めます。</p> <p>○孤立死に関する対応のため、民生委員などから寄せられる相談に対し、行政の所持する対象者情報を集約の後、市社協に提供可能な範囲で提供し、現地への急行を依頼します。また、場合によっては、警察立ち合いのもと、立ち入り調査を行います。</p>
各種虐待への対応	<p>○子どもや高齢者、障害のある人に対する各種虐待や多様化する暴力の理解促進に向け周知を行うとともに、被害者の安全確保などを含めた適切かつ迅速な対応に努めます。</p>
障害者差別解消法の普及	<p>○懇談会などの機会を利用して、障害のある人に対する合理的配慮の提供や差別について、障害のある人を交えたワークショップなどを引き続き開催し、障害の理解促進に努めます。</p> <p>○市広報紙をはじめ、様々な媒体を活用した同法の周知啓発を図ります。</p>
保護司会・更生保護女性会との連携強化 【再犯防止推進計画】	<p>○地域において再犯防止のために活動されている羽曳野・藤井寺地区保護司会及び藤井寺市更生保護女性会との連携を継続・強化し、活動を支援します。</p>
犯罪・非行に関する相談窓口等への支援 【再犯防止推進計画】	<p>○本市と羽曳野市において設置されている更生保護サポートセンターの運営を支援します。</p>
「社会を明るくする運動 ^{※17} 」及び保護司活動等の周知 【再犯防止推進計画】	<p>○更生保護のための「社会を明るくする運動」や、羽曳野・藤井寺地区保護司会及び藤井寺市更生保護女性会の活動について、広報等を通じて広く周知し、理解の促進を図ります。</p>

¹⁷ すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

基本施策2 災害に強いまちづくり

市民アンケート結果では、「地震や火事などの災害のこと」について、日ごろから悩み・不安を感じている人が4割以上を占めています。また、福祉関係者アンケート結果では、住民の福祉に関する課題として「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」との回答が最も多くなっており、災害に関する不安が大きいことが読み取れます。災害に対する不安を少しでも取り除き、安心して日々を暮らせるよう、地域の自主防災組織の充実を支援します。加えて、災害時などの緊急時に支援を必要とする人を把握し、個人情報保護に配慮しつつ、地域で要支援者を支援する人々と要支援者情報の共有を図り、災害時における安否確認や支援を行う体制の整備に取り組みます。また、災害に関連する施策の推進については、本市の「地域防災計画」と整合を図ります。

市民に期待すること（自助）

- 地域で行われている防災訓練などに積極的に参加しましょう
- 日ごろから避難経路や避難場所を確認しておきましょう
- 災害などの緊急時のために、家族間の連絡方法などを決めておきましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 自主防災組織を充実させましょう
- 自主防災組織で実際の避難方法の確認を行うなど、防災体制を整えましょう
- 災害などの緊急時の避難経路や避難場所を、地域で共有しましょう
- 行政と協力して、防災訓練を行いましょ
- 個人のプライバシーに注意しながら、要支援者の把握に努めましょう

行政の取り組み（公助）

施策名	内容
要支援者情報の共有化	○災害時の要支援者の支援を、よりスムーズに行えるように、地域との情報共有体制を継続します。
市社協災害ボランティア養成事業	○市社協において災害ボランティアの募集、養成を行うとともに、市民への防災意識の啓発を行っています。 ○市社協において羽曳野市・柏原市との3市合同の災害ボランティアセンターの運営訓練の実施を検討します。
自主防災組織の充実支援	○防災に関する研修会の開催や、知識の普及啓発を行い、自主防災組織の充実に向けて支援します。また、災害時を想定した訓練の実施支援も行い、地域内での世代間交流やコミュニティの活性化にも努めます。

基本施策3 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

あらゆる人が安心・安全に暮らせるよう、地域での移動の利便性や快適性を確保するため、歩道や道路の計画的な整備を図るとともに、施設のバリアフリー化や公共交通機関への働きかけなどに取り組みます。

市民に期待すること（自助）

- ユニバーサルデザインの意識を理解するよう努めましょう
- 公共の場でのルールやマナーを守りましょう
- 様々な立場や状況の人を理解するよう心掛けて、心のバリアフリーに取り組みましょう
- 高齢者や障害のある人が困っていたら、できるだけ手助けするように心掛けましょう
- 移動が困難な人のちょっとした買い物などを、できるだけ手助けするように心掛けましょう

地域や団体などに期待すること（互助・共助）

- 地域の中でユニバーサルデザインの意識を共有しましょう
- 地域の人々の間で、気軽に手助けを頼める関係性を作りましょう
- 障害のある人などの様々な人が参加しやすい地域の集まりや活動となるよう配慮しましょう
- 歩道などの危険な箇所の確認や、地域への周知に努めましょう
- 福祉のまちづくり条例に基づいて、あらゆるもののバリアフリー化に努めましょう
- 福祉有償運送^{※18}の活用を検討しましょう

行政の取り組み（公助）

施策名	内容
歩道や道路の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の円滑な移動や快適性・安全性の確保を図るため、道路整備を計画的に進めるとともに、市内の道路反射鏡及び横断防止柵、転落防止柵、路面標示の新設及び補修、歩車分離整備、放置自転車対策などを進めます。 ○犯罪や交通事故から子どもを守るため、藤井寺市自転車等の放置防止に関する条例により、藤井寺市内の3駅周辺を放置禁止区域に定め、引き続き放置自転車などの撤去や啓発活動を実施します。
公共交通機関の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利便性の向上を図るため、鉄道沿線各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進します。 ○市民要望や職員による道路パトロール等に基づき、視覚障害者用点字シートなどの新設、補修を促進します。

¹⁸ 市民公益活動団体や社会福祉法人などの非営利法人などが、要介護認定を受けた人や障害のある人など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象として、営利とは認められない範囲で行う、自動車によるドア・ツー・ドアの移送サービスのこと。

第5章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

地域共生社会の実現のためには、住民が抱える多様な課題に対して、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれの役割を認識するとともに、相互に連携する必要があります。

そのため、まずは地域福祉の考え方や重要性、市の目指す方向性等について、市民をはじめ多様な主体との意識を共有できるよう、様々な機会を通じて周知を図るとともに、基本理念である「支え合い、助け合い、ともに生きる地域づくり」の実現を目指し、多様な主体との連携・協働による地域福祉を推進します。また、地域福祉計画は行政の福祉分野の上位計画であることから、各福祉分野はもちろん、その他の分野も含めた行政における関係各課、そして地域福祉に関わる関係機関との横断的な連携が重要です。適切な情報共有・課題検討の体制を強化するとともに、複雑化・複合化した福祉課題に対し、包括的に対応できるよう、検証・調整を随時行っていきます。

▶市民の役割

少子高齢化・人口減少が進み、人々の地域課題が多様化する中、地域社会の持続的な発展には、従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えることが必要不可欠です。市民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、担い手でもある、という意識を持ち、地域福祉の担い手として、様々な活動などに主体的に参加すること、市民相互が各地域で支え合い、助け合うこと、行政との協働の取り組みへ協力することなどが期待されます。

▶地区自治会、事業者、団体、企業などの役割

地域福祉の推進にあたって、地区自治会や事業者、団体、企業、市民公益活動団体、ボランティア団体、各種サークル等の果たす役割は大きいと考えられます。福祉に関わる様々なサービスの提供や活動の実施、地域住民との交流などによる専門的な発言を得られる機会の創出などの社会貢献の活動だけでなく、行政との協働の取り組みへの協力などが期待されます。

▶社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、市の様々な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動しています。今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されます。

▶行政の役割

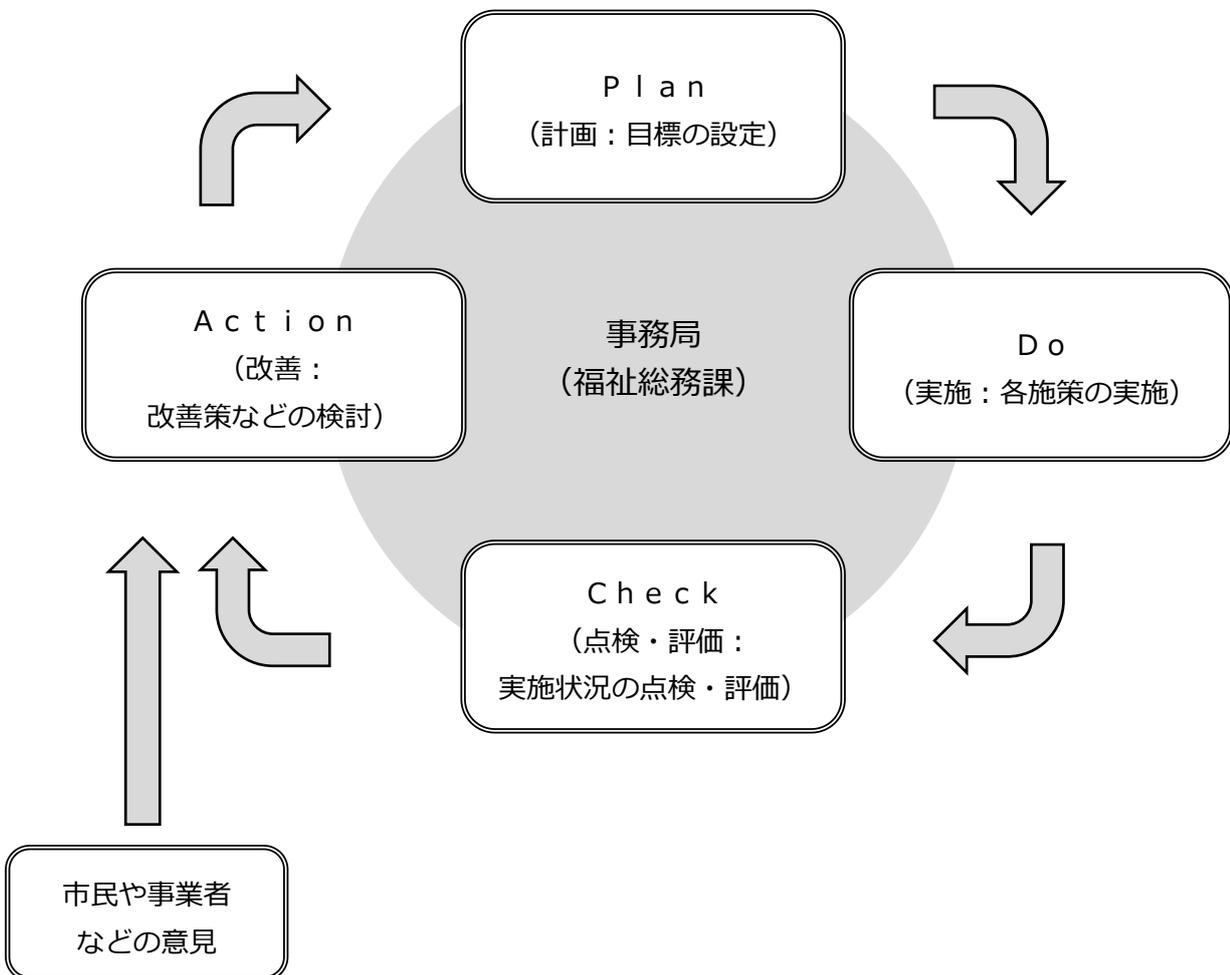
行政は公的な福祉サービスを提供するとともに、市民や各関係機関等の多様な主体の活動を支援し、相互の連携や交流機会の創出に努める等、地域福祉活動を支える基盤整備に努めます。

2. 計画の進行管理

第4期計画を効果的かつ着実に推進していくため、掲げられた各施策・事業についてP D C Aサイクルに基づき進捗状況を定期的に点検・評価することが重要です。本市では、事務局である福祉総務課が中心となり、進捗状況の点検・評価を行うとともに、考えられる問題点・課題については藤井寺市地域福祉計画庁内連絡会議を通して各施策の改善や計画の見直しを検討していきます。

あわせて、法律や制度改正等があった場合にも、必要に応じ、計画の見直しを行います。

なお、計画の点検・評価・見直しに際しては、必要に応じて、市民や事業所等、地域福祉に関わる人々から広く意見を求めます。



1. 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和2年 2月3日	第1回 藤井寺市 地域福祉計画策定委員会	1. 委嘱状の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員長及び副委員長の選出について 4. 地域福祉計画策定に向けて 5. アンケート調査内容について 6. その他
3月上旬 ～3月中旬	市民アンケート・ 福祉関係者アンケート調査	計画策定のための基礎資料として活用することを目的として実施
10月15日	第2回 藤井寺市 地域福祉計画策定委員会 (書面開催)	1. 議事録の承認について 2. 市民アンケート及び福祉関係者アンケート調査結果(概要)について 3. 現行の地域福祉計画の評価と課題について 4. 福祉関係者団体ヒアリング調査について 5. 第4期地域福祉計画の骨子案の提示について
11月26日	第3回 藤井寺市 地域福祉計画策定委員会	1. 第2回策定委員会における意見の報告について 2. 第4期地域福祉計画の素案の審議について ※身体・知的障害者相談員、藤井寺市人権のまちづくり協会会長より意見聴取
11月中旬 ～11月下旬	福祉関係者団体ヒアリング調査	計画策定の参考のため、地域における関係団体との連携状況や活動する上での課題等を把握するために実施
令和3年 1月8日	第4回 藤井寺市 地域福祉計画策定委員会	1. 議事録の承認について 2. 福祉関係団体ヒアリング調査の結果報告について 3. 計画素案の審議について
1月15日 ～2月5日	パブリックコメント	計画素案についてホームページに掲載するとともに、市役所本庁、支所、アイセルシュラホール、藤井寺市立図書館、社会福祉協議会での閲覧により、市民の意見などを募集
2月18日	第5回 藤井寺市 地域福祉計画策定委員会	1. 議事録の承認について 2. パブリックコメントの結果について 3. 計画案の審議について
2月18日	答申	藤井寺市地域福祉計画策定委員会委員長及び副委員長より市長へ「第4期藤井寺市地域福祉計画」について答申

2. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、藤井寺市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関する次の事項とする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、7人以上25人以下の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 関係市民団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3. 藤井寺市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名
桃山学院大学 名誉教授	◎石田 易司
藤井寺市区長会 会長	○上田 裕彦
藤井寺市民生委員児童委員協議会 副会長	市川 昌枝
一般社団法人 藤井寺市医師会 会長	藤本 恭平
藤井寺市老人クラブ連合会 会長	田中 成和
社会福祉法人 好老会	西野 由美
藤井寺市身体障害者福祉協議会 会長	平田 侑子
大阪府藤井寺保健所 企画調整課長	松元 清美
藤井寺市福祉委員会連絡協議会 会長	明仁 二三雄 (~令和2年6月23日)
	松山 弘子 (令和2年6月24日~)
藤井寺市校長会	奥 雅美
藤井寺市社会福祉協議会 事務局長	前原 由幸
市民委員	中辻 宏樹
市民委員	西 重徳

◎：委員長、○：副委員長

4. 市民・福祉関係者アンケート調査及び福祉関係団体ヒアリング調査の概要

(1) 市民アンケート調査

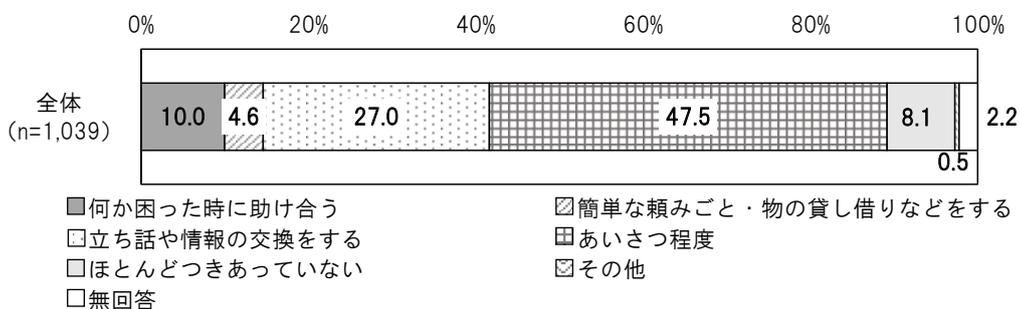
市民の地域生活における課題や地域福祉に対する意識を把握し、計画の基礎資料とするために実施しました。

項目	内容
調査対象	藤井寺市在住の18歳以上の市民2,500人を住民基本台帳登録者の中から無作為抽出
調査期間	令和2年3月上旬～中旬
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	有効回収数：1,039件、有効回収率：41.6%

①近所づきあいの程度について

近所づきあいの程度については、「あいさつ程度」が47.5%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をする」(27.0%)となっています。

年代別にみると、年代が下がるにつれ「あいさつ程度」が高くなる傾向にある一方で、年代が上がるにつれ概ね「立ち話や情報の交換をする」が高くなる傾向がみられます。

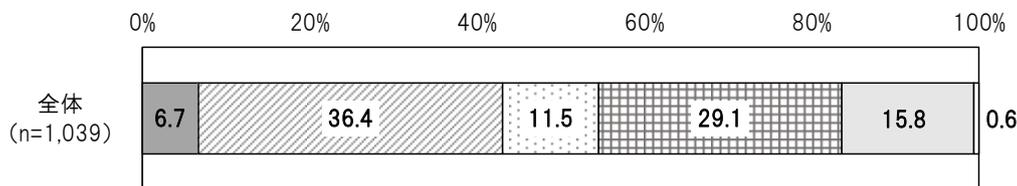


	回答者数 (人)	ほか困った時に助け合う	簡単な頼みごと・物の貸し借りなどをする	立ち話や情報の交換をする	あいさつ程度	ほとんどつきあっていない	その他	無回答
18～29歳	97	3.1	1.0	12.4	73.2	8.2	-	2.1
30～39歳	98	6.1	2.0	14.3	58.2	16.3	1.0	2.0
40～49歳	181	5.0	7.2	23.2	55.2	6.1	1.1	2.2
50～59歳	175	9.7	4.6	25.7	46.3	11.4	0.6	1.7
60～69歳	207	9.7	4.8	36.2	38.6	8.2	-	2.4
70歳以上	273	17.6	5.1	33.7	36.3	4.4	0.4	2.6
無回答	8	12.5	-	12.5	75.0	-	-	-

②地域活動への参加について

地域の行事や活動への参加については「機会があれば、参加・協力している」が 36.4%と3割以上を占め最も高く、次いで「関心はあるが、参加していない」(29.1%)となっています。

年代別にみると、18～39歳では「関心はあるが、参加していない」が、それ以外の年代では「機会があれば、参加・協力している」が最も高くなっています。

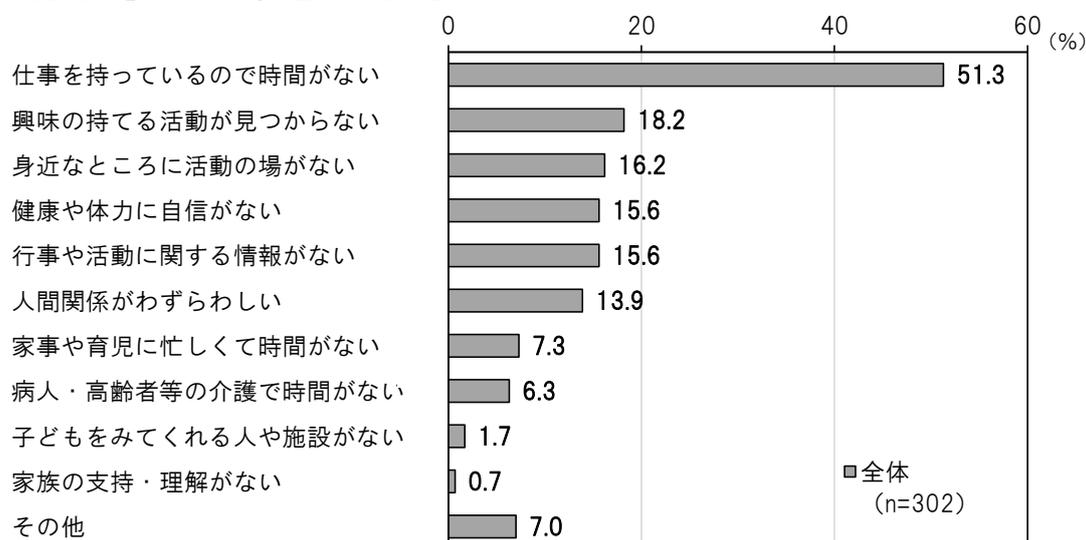


- 進んで参加・協力している
- ▨ 機会があれば、参加・協力している
- ▩ 参加することはあるが、協力することはあまりない
- ▤ 関心はあるが、参加していない
- 関心がない、やる気がない
- 無回答

	回答者数 (人)	進んで参加・協力している (%)	機会があれば、参加・協力している (%)	参加することはあるが、協力することはあまりない (%)	関心はあるが、参加していない (%)	関心がない、やる気がない (%)	無回答 (%)
18～29歳	97	3.1	12.4	10.3	46.4	27.8	-
30～39歳	98	3.1	25.5	12.2	39.8	19.4	-
40～49歳	181	3.3	42.5	11.6	27.1	14.9	0.6
50～59歳	175	3.4	34.9	14.3	25.7	21.7	-
60～69歳	207	10.6	44.0	10.1	24.2	10.6	0.5
70歳以上	273	11.0	40.3	10.6	26.0	10.6	1.5
無回答	8	-	25.0	12.5	37.5	25.0	-

③地域活動へ参加しない理由について【複数回答】(※②で「関心はあるが、参加していない」と回答した人のみ)

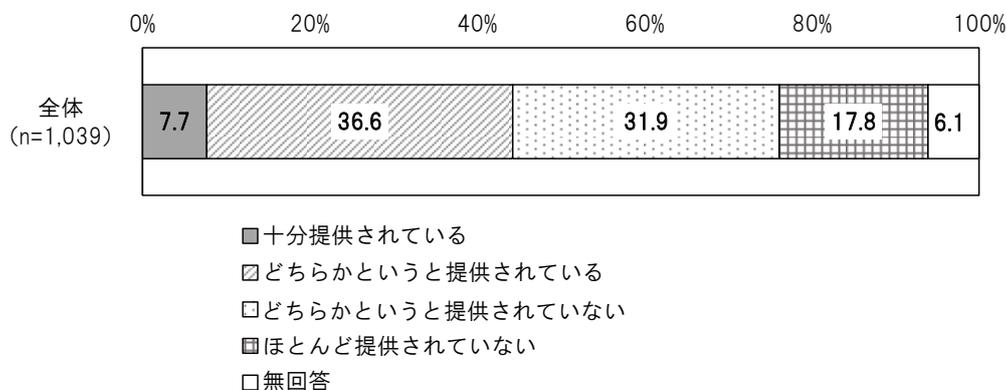
地域の行事や活動に参加しない理由については「仕事を持っているので時間がない」が 51.3%と半数以上を占め最も高く、次いで「興味のある活動が見つからない」(18.2%)、「身近なところに活動の場がない」(16.2%)となっています。



④福祉サービスや福祉活動の情報提供について

福祉サービスや福祉活動の情報提供については「どちらかというと提供されている」が 36.6%と 3割以上を占め最も高くなっている一方で、「どちらかというと提供されていない」・「ほとんど提供されていない」を合わせた『提供されていない』は 49.7%と半数近くを占めています。

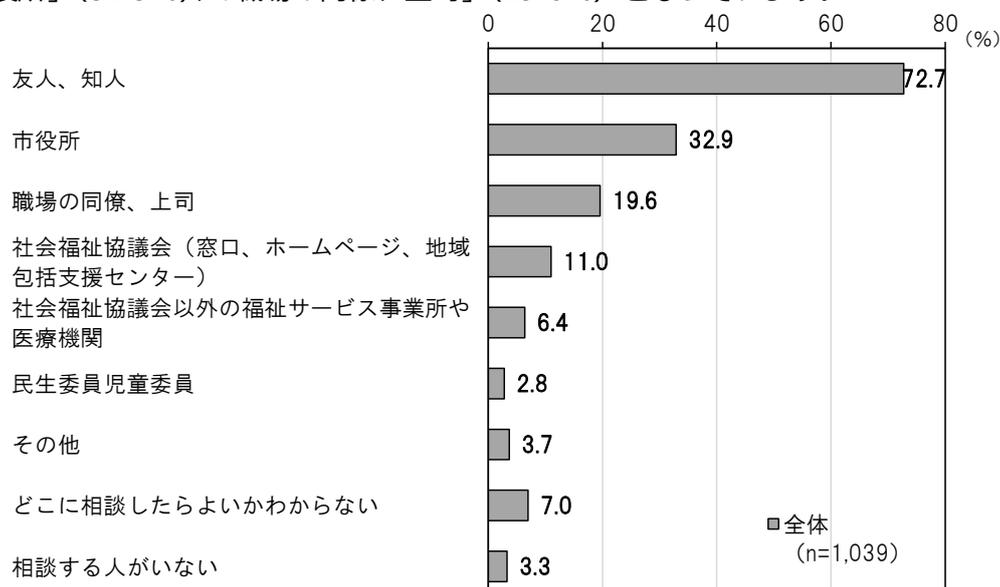
年代別にみると、30～39歳で『提供されていない』が 61.2%と 6割以上を占め高くなっています。



	回答者数(人)	十分提供されている (%)	どちらかというと提供されている (%)	どちらかというと提供されていない (%)	ほとんど提供されていない (%)	無回答 (%)
18～29歳	97	7.2	42.3	29.9	15.5	5.2
30～39歳	98	3.1	29.6	41.8	19.4	6.1
40～49歳	181	7.7	35.9	28.7	24.9	2.8
50～59歳	175	5.1	31.4	34.9	24.0	4.6
60～69歳	207	5.3	34.8	37.2	16.4	6.3
70歳以上	273	12.5	42.1	24.9	11.0	9.5
無回答	8	25.0	37.5	37.5	-	-

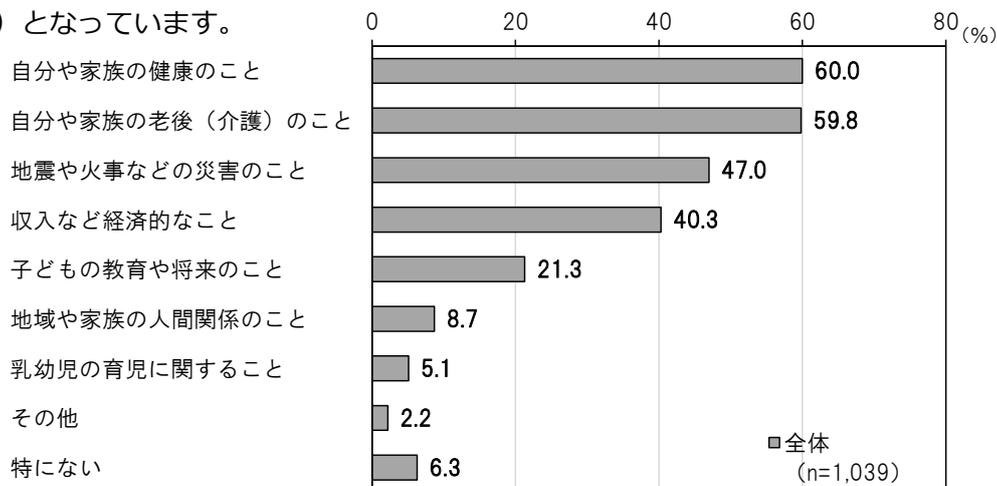
⑤困った時の家族以外の相談先【複数回答】

困った時の家族以外の相談先については「友人、知人」が 72.7%と 7割以上を占め最も高く、次いで「市役所」(32.9%)、「職場の同僚、上司」(19.6%) となっています。



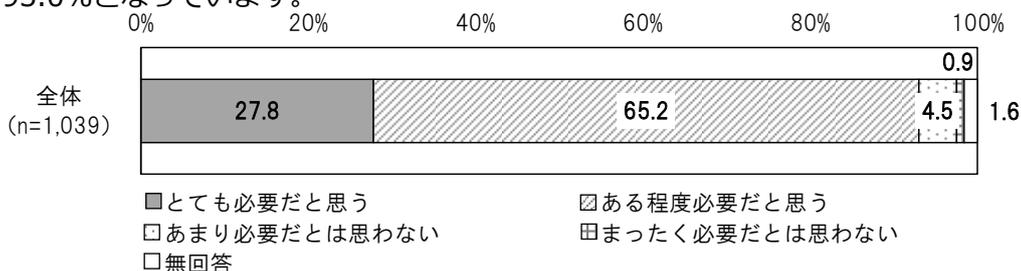
⑥日ごろの生活で感じる悩みや不安について【複数回答】

日ごろの生活で感じる悩みや不安については「自分や家族の健康のこと」が60.0%と6割を占め最も高く、次いで「自分や家族の老後（介護）のこと」（59.8%）、「地震や火事などの災害のこと」（47.0%）となっています。



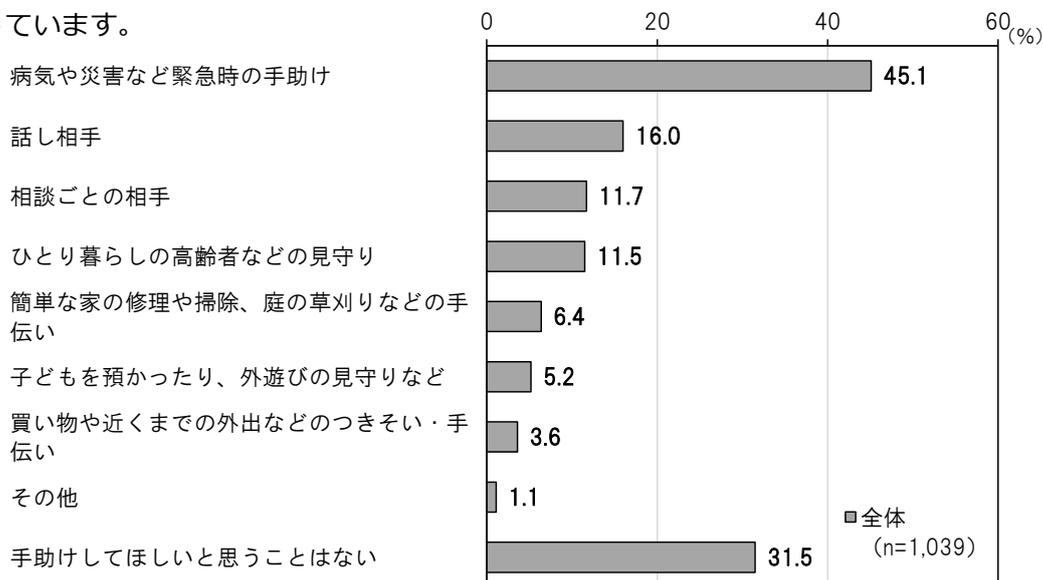
⑦地域の福祉課題に対する、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性

地域の福祉課題に対する、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性については「ある程度必要だと思う」が65.2%と6割以上を占め最も高く、「とても必要だと思う」と合わせた『必要だと思う』は93.0%となっています。



⑧今後、近所とのつきあいの中で、「手助けしてほしい」こと【複数回答】

今後、近所とのつきあいの中で、「手助けしてほしい」ことについては「病気や災害など緊急時の手助け」が45.1%と4割を占め最も高く、次いで「話し相手」（16.0%）、「相談ごとの相手」（11.7%）となっています。



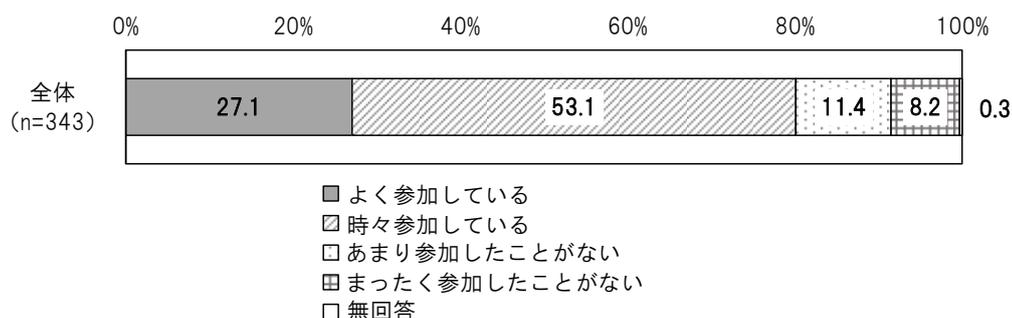
(2) 福祉関係者アンケート調査

福祉関係者の活動状況や課題等を把握し、計画の基礎資料とするために実施しました。

項目	内容
調査対象	藤井寺市の福祉関係者（市社協職員・区長・民生委員児童委員・福祉委員・社協に登録しているボランティア・PTA関係者）500名
調査期間	令和2年3月上旬～中旬
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	有効回収数：343件、有効回収率：68.6%

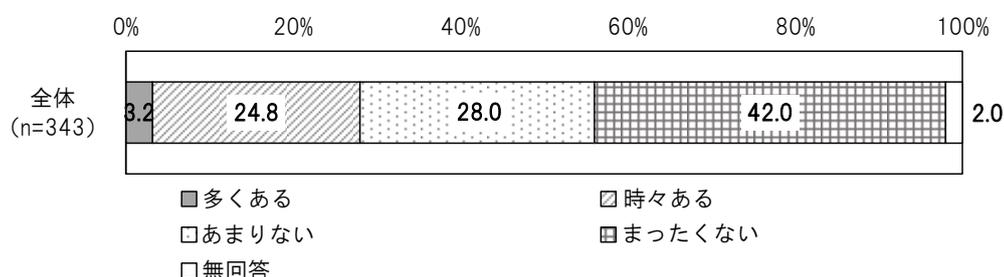
①福祉に関する研修会やボランティア講座、セミナーなどへの参加経験

福祉に関する研修会やボランティア講座、セミナーなどへの参加経験については、「時々参加している」が53.1%と半数以上を占め最も高く、「よく参加している」と合わせた『参加している』は80.2%と8割以上となっています。



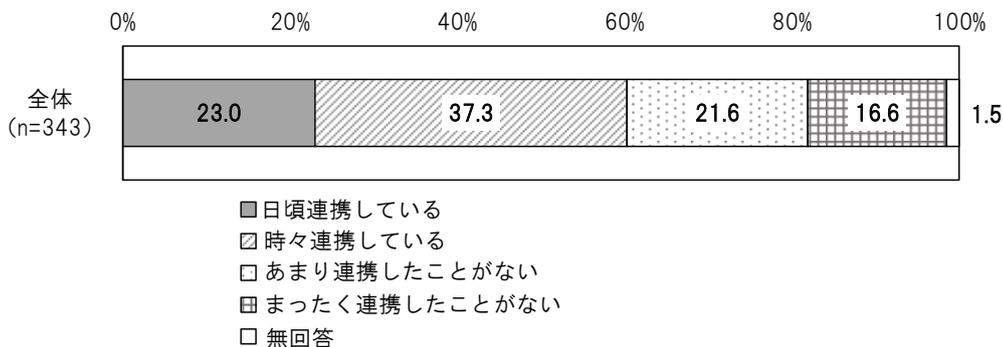
②福祉に関する研修会やボランティア講座などを生かす機会について

福祉に関する研修会やボランティア講座などを生かす機会については、「まったくない」が42.0%と4割以上を占め最も高く、「あまりない」と合わせた『ない』は70.0%と7割となっています。



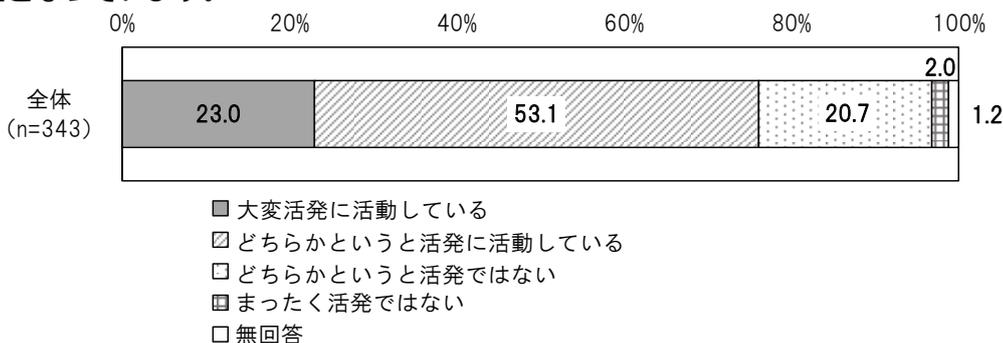
③福祉の関係者及び関係機関との連携状況について

福祉の関係者及び関係機関との連携状況については、「時々連携している」が37.3%と3割以上を占め最も高く、「日ごろ連携している」と合わせた『連携している』は60.3%となっています。



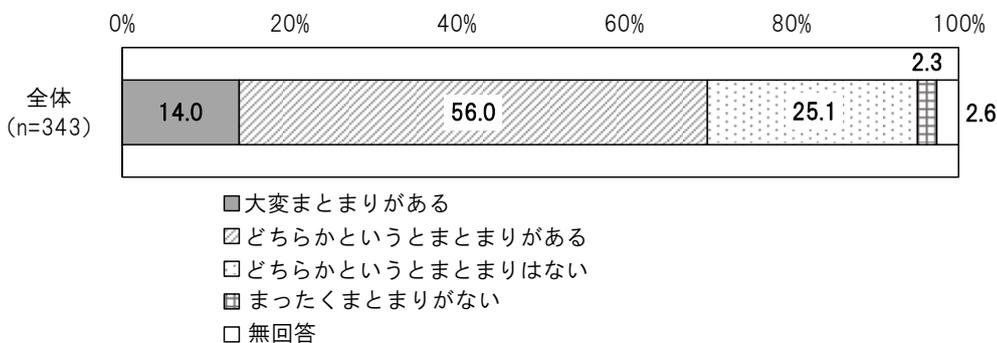
④他の地域と比較した時の地域活動や行事の活発さについて

他の地域と比較した時の地域活動や行事の活発さについては、「どちらかというと活発に活動している」が53.1%と最も高く、「大変活発に活動している」と合わせた『活発に活動している』は76.1%と7割以上となっています。



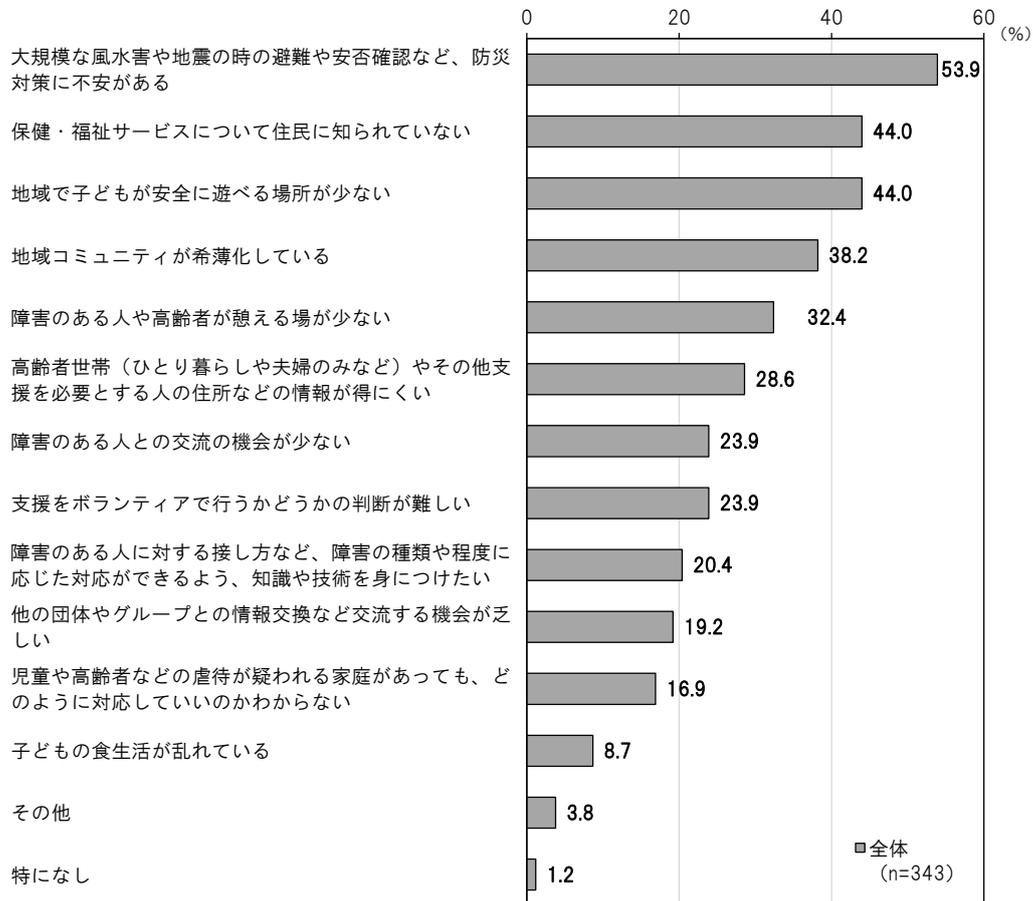
⑤住民活動などにおける住民相互のまとまり具合について

住民活動などにおける住民相互のまとまり具合については、「どちらかというまとまりがある」が56.0%と半数以上を占め最も高く、「大変まとまりがある」と合わせた『まとまりがある』は70.0%となっています。



⑥住民の福祉に関する課題について【複数回答】

住民の福祉に関する課題については、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が 53.9%と半数以上を占め最も高く、次いで「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」(44.0%)、「地域で子どもが安全に遊べる場所が少ない」(44.0%) となっています。



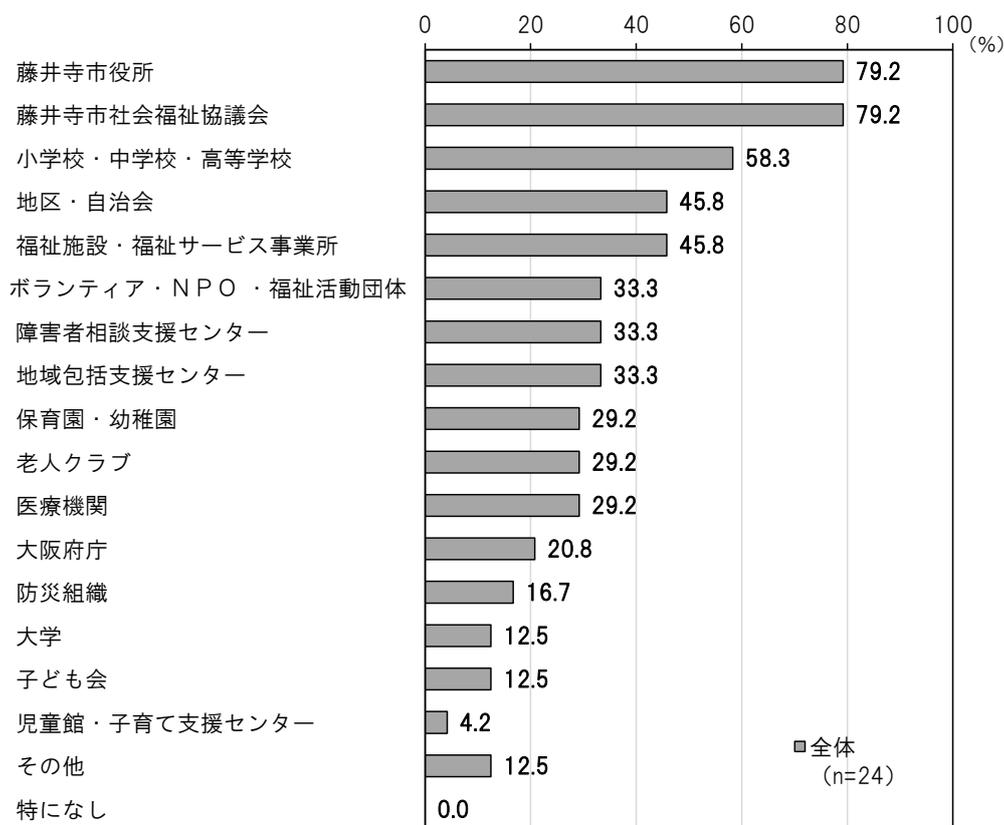
(3) 福祉関係団体ヒアリング調査

福祉関係団体の連携の状況や活動する上での課題等について把握し、計画の基礎資料とするために実施しました。

項目	内容
調査対象	藤井寺市内に組織されている福祉関係団体 (市社協職員・区長・民生委員児童委員・福祉委員・福祉関係事業所や団体の関係者等)
調査期間	令和2年11月中旬～下旬
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	24名(12団体) ※一部の団体より複数名からの回答を頂いたため、回答者数と回答団体数は一致しません。

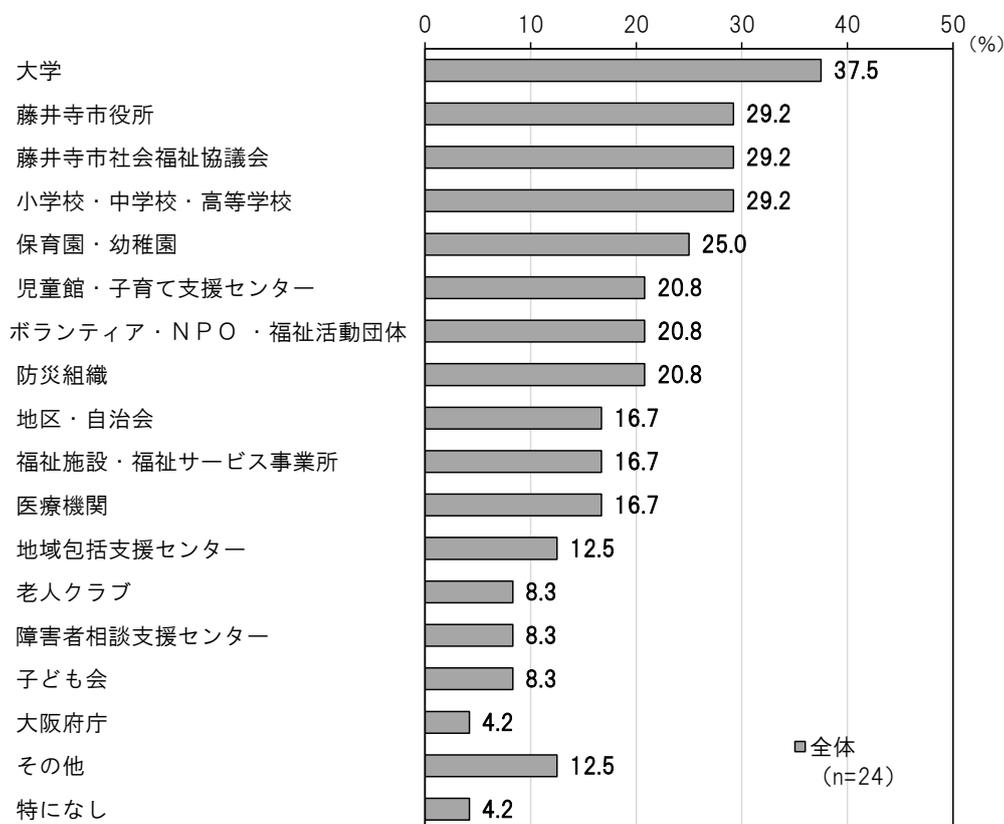
①地域での活動の際に、連携している組織・団体【複数回答】

地域での活動の際に、連携している組織・団体については、「藤井寺市役所」と「藤井寺市社会福祉協議会」が79.2%と8割近くを占め最も高く、次いで「小学校・中学校・高等学校」(58.3%)、「地区・自治会」(45.8%)、「福祉施設・福祉サービス事業所」(45.8%)となっています。



②これから連携したい組織・団体【複数回答】

これから連携したい組織・団体については、「大学」が37.5%と3割以上を占め最も高く、次いで「藤井寺市役所」(29.2%)、「藤井寺市社会福祉協議会」(29.2%)、「小学校・中学校・高等学校」(29.2%)となっています。



主な連携したい内容は下記の通りとなっています。

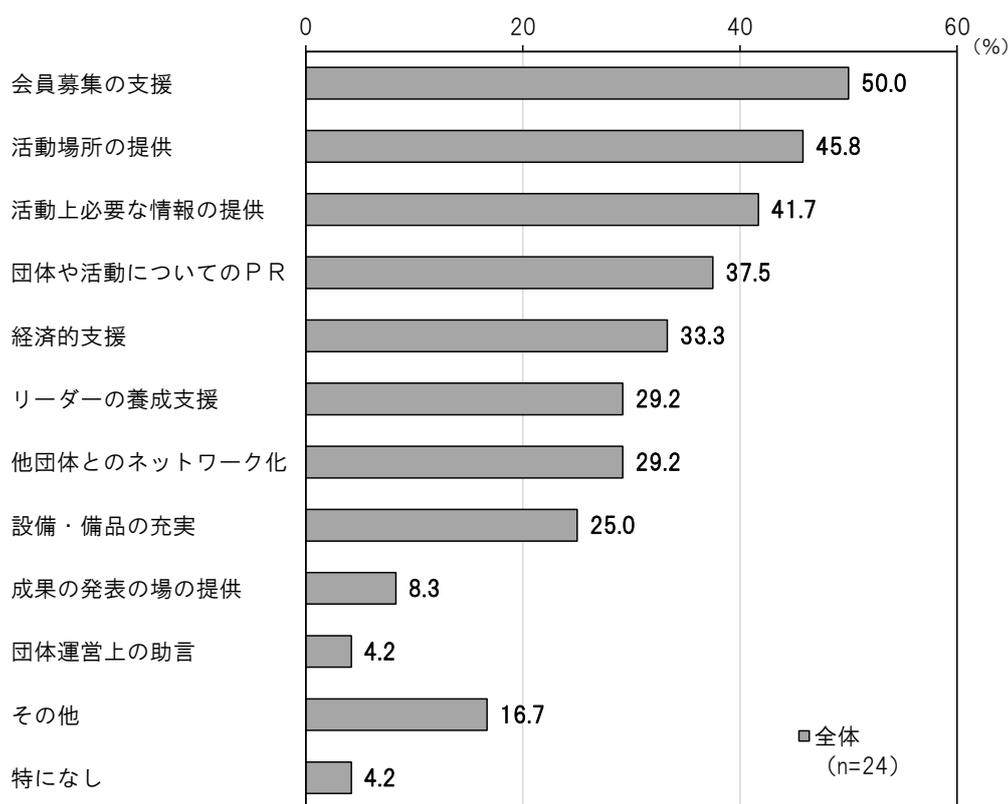
組織・団体	連携したい内容
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・学生等との世代間交流 ・障害のある人への理解を深めて欲しい ・ボランティアとして協力してほしい
藤井寺市役所 藤井寺市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な支援をお願いしたい
小学校・中学校・高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成のため、昔遊び等を子ども達と一緒に行っていきたい ・障害の理解がすすむよう、交流活動やボランティア活動を進めたい ・団体の周知に協力してほしい

③他の組織・団体と連携しようとする上で困っていること（一部意見を抜粋）

- ・ 役員のほとんどが仕事をしているので時間を合わせにくい、まずどこに話をすればよいのかわからない、きっかけが掴めない
- ・ 参加できる会員が少ない、高齢化
- ・ 活動の目的ではなく、対象者にとらわれた取り組みが多い
- ・ ネットワークの温度差、担当者の認識共有化、たて割り行政の弊害によるロスタイムの発生
- ・ 情報の集約や共有が円滑にできない
- ・ 地域の支え手作りとして子育て支援の世帯から社協がつながることで、10年後、20年後の民生委員や福祉委員のなり手になるなど、循環型のある支え手づくりが今後強く必要
- ・ コロナ禍により積極的に集う事ができず連携に支障が出ている

④活動をしていく上で行政に望むこと【複数回答】

活動をしていく上で行政に望むことについては、「会員募集の支援」が50.0%で最も高く、次いで「活動場所の提供」(45.8%)、「活動上必要な情報の提供」(41.7%)、「団体や活動についてのPR」(37.5%)となっています。



⑤ 普段の活動で聞く、地域の困り事、問題（一部意見を抜粋）

- ・ 休日に利用者に問題が生じたときに、相談をできる場所が少ない
- ・ 活動を自分のできることをしていきたい気持ちはあっても、場所や費用でのハードルが高く、なかなか活動をはじめられない
- ・ 支え手の成り手不足
- ・ 犯罪の低年齢化、過ちや悪いことを犯した意識の軽さの指摘
- ・ 8050 問題、ひきこもりなどの、課題の複合化・複雑化
- ・ 高齢者の買い物・通院などの困り事
- ・ 地域の付き合いの希薄化
- ・ 経済的な困窮
- ・ コロナ禍による失業、外出自粛など

⑥ 地域の困り事、問題について、団体で対応できること、対応できないこと（一部意見を抜粋）

対応できること	対応できないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組みへの参加や情報提供 ・ 相談方法を教える ・ 関係機関へのつなぎ ・ 活動したい人とのマッチング ・ 研修・イベントの開催による社会資源の発掘 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動を行うための金銭的な支援 ・ ひきこもりの人への具体的な支援 ・ 本人が拒否した際に、紹介も含め関わりが持てない ・ 勤務時間外の対応、夜間対応、組織としての規定外の対応 ・ 個人情報共有できない場合、負担が集中するので対応が困難になる

⑦ 地域福祉計画策定に向けた意見・要望（一部意見を抜粋）

- ・ ボランティアや支え合いの考え方において、“やる側”と“してもら側”ではなくて、お互いに、助け、助けられるような仕組み（ボランティアポイントのようなものの運用）
- ・ 個人ボランティアや地域で社会資源となれる人と支援を必要とする人のマッチング
- ・ クラウドファンディング等の活用
- ・ 支援を必要とする人が適切に支援を受けられるような地域・関係機関・行政等の連携強化
- ・ ワンストップ機能の強化に向けた、相談窓口・支援内容のPR
- ・ 同様の取り組みを行っている事業や団体と一体となって取り組んでいくなどノウハウの共有を含めた柔軟な対応
- ・ 再犯防止施策の推進
- ・ 気軽に集まれる場所の設置
- ・ 活動をする上での制度の知識などを付けるためのリーダー研修
- ・ 情報発信へのアドバイス

5. 用語の説明

	用語	説明
ア行	SNS (エス・エヌ・エス)	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことを指します。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供するサービスなどがあります。
	インフォーマルサービス	家族や隣近所、地域、ボランティア、企業などが提供する支援のことを指します。それに対して、公的機関や専門職による制度に基づいた支援サービスのことをフォーマルサービスといいます。
カ行	協働	共通の目的を達成するために、市民・市民活動団体・事業者・行政など、まちづくりに関わる多様な主体が、お互いに対する理解と尊重のもと、それぞれの特性に応じて持てる力を余すことなく出し合い、また、力を合わせることを指します。
	合理的配慮	国連の「障害者の権利に関する条約」(日本は平成 26 年に批准)において、『障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』と定義されています。具体的には、障害の状態に応じた施設整備や人員配置、コミュニケーション手段の確保など、多岐にわたる配慮があります。
	コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	大阪府の「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」において、『地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言(地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言)等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者』と定義されています。
サ行	生活困窮者	国の「生活困窮者自立支援法」において、『就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者』と定義されています。
	市民公益活動団体	市民が自発的かつ主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のことであり、NPO法人などが含まれます。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

	用語	説明
サ行	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うこととなります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。
	セーフティネット	事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合や、定年退職のようにあらかじめ予想される事柄に備えるために用意された制度などを指します（雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証など）。地域福祉においては、地域における相互の支え合いや住民の自助努力だけでは解決困難な生活課題などに対する行政の支援などを指します。
	ソーシャル インクルージョン	「すべての人を孤立や排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え方です。
ナ行	ノーマライゼーション	直訳すると「普通なものにすること」という意味で、障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方です。
	ネグレクト	幼児や高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のことです。状況により、物理的には問題がないのに保護を放棄する「積極的ネグレクト」と、知識・経済力の不足、疾患のために保護ができない「消極的ネグレクト」に分けられます。
ハ行	‰（パーミル）	1000分の1を1とする単位。千分率。
	8050問題	80代の高齢の親と、無職やひきこもり状態の50代の子どもが同居することによる問題です。社会的孤立や生活困窮など様々な課題の背景となっています。
	福祉有償運送	市民公益活動団体や社会福祉法人などの非営利法人などが、要介護認定を受けた人や障害のある人など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象として、営利とは認められない範囲で行う、自動車によるドア・ツー・ドアの移送サービスのことです。なお、利用者はあらかじめサービスを提供する事業所への登録が必要となります。
	バリアフリー (心のバリアフリー)	障害のある人や高齢者などが、社会生活を行ううえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なもの、情報面などを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること、あるいはその考え方をいいます。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

第4期藤井寺市地域福祉計画

発行：令和3年3月

藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

〒583-8583

藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL 072-939-1111 (代表)